

江津市人権施策推進基本方針 (第一次改定)

～多様性が尊重される「共生社会」の実現～



江津市 PR キャラクター
「人麻呂くんとよさみ姫」

令和8(2026)年3月

江 津 市

江津市教育委員会

はじめに

人権は人が生まれながらにして持つ基本的な自由と権利であり、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものです。これらの権利は、現在だけでなく将来にわたって保障されるべきものであり、社会のあらゆる場面で尊重されなければなりません。

昭和23(1948)年の国際連合総会で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と明記されています。日本国憲法においても、第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と規定されており、「基本的人権の尊重」は憲法の基本原理として明文化されています。

しかし、世界では人権が脅かされる状況が今なお続いています。世界人権宣言の採択以降も、戦争や民族紛争は絶えることなく、冷戦終結後も人権をめぐる状況は依然として厳しいままです。ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、国際情勢は一層混迷を深め、多くの人たちの生命と自由、尊厳が脅かされています。

国内においても、同和問題をはじめ、外国人や障がい者に対する差別的な言動、インターネットを利用した人権侵害、性の多様性をめぐる偏見など、さまざまな人権課題が存在しています。これらの問題は、情報化や社会構造の変化に伴い、今後ますます複雑化し多岐にわたることが予想されます。また、「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」に基づき、市民一人一人のウェルビーイングの向上を図り、誰もが心豊かに暮らせる社会の構築に向けて取り組む必要があります。人権の尊重は、その基盤であり、すべての人が幸福を感じられるまちづくりには欠かせません。

こうした状況を踏まえ、本市では、これまで取り組んできた人権施策をさらに推進し、すべての市民が互いの人権を尊重し合い、安心して暮らせる社会の実現を目指すため、このたび「江津市人権施策推進基本方針」の改定を行いました。

人権に関する課題は、特定の人だけの問題ではなく、誰もが関わりうる身近な課題です。行政だけでなく、市民一人一人が人権について理解を深め、共に考え、行動していくことが重要です。市民の皆さまにおかれましても、人権問題を自分の身近な問題としてとらえ、本方針の理念である「多様性が尊重される共生社会の実現」に向けて、日々の暮らしの中で人権を大切にする意識を持ち、互いを思いやる行動を積み重ねていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本方針の改定にあたり、ご尽力いただきました江津市人権施策検討委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた市民および関係者の皆さまに、心よりお礼申し上げます。

令和8年3月 江津市長 中村 中

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 人権施策推進基本方針(改定)の策定にあたって..... | 1 |
| 1 策定の背景(人権を取り巻く状況)..... | 1 |
| (1) 国際的な動き..... | 1 |
| (2) 国の動き..... | 3 |
| (3) 県の取組..... | 5 |
| (4) 本市の取組..... | 6 |
| 2 改定の趣旨..... | 7 |
| 3 基本方針の位置づけ..... | 10 |
| 第2章 基本方針の理念..... | 11 |
| 第3章 人権施策の推進..... | 13 |
| 1 基本的施策..... | 13 |
| (1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進..... | 13 |
| (2) 相談・支援体制の充実..... | 18 |
| 2 分野別施策(重要課題への対応)..... | 19 |
| (1) 女性(ジェンダー平等)..... | 20 |
| (2) 子ども..... | 25 |
| (3) 高齢者..... | 30 |
| (4) 障がいのある人..... | 34 |
| (5) 部落差別(同和問題)..... | 38 |
| (6) 外国人及び外国にルーツを持つ人..... | 44 |
| (7) 患者・感染症感染者など及びその家族..... | 48 |
| (8) 性的マイノリティの人々..... | 51 |
| (9) インターネット上の人権侵害..... | 56 |
| (10) 災害に伴う人権課題..... | 60 |
| (11) さまざまな人権課題..... | 64 |
| 第4章 施策の推進体制..... | 66 |
| 資料 | |
| ・「人権問題に関する市民意識調査」の概要..... | 68 |
| ・主な人権関係法..... | 69 |
| ・江津市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱..... | 75 |
| ・江津市人権施策推進基本方針検討委員会委員名簿..... | 76 |

第1章 人権施策推進基本方針(改定)の策定にあたって

1 策定の背景(人権を取り巻く状況)

(1) 国際的な動き

国際連合(以下「国連」)は、二度にわたる悲惨な大戦の反省を踏まえ、昭和23(1948)年12月10日、「世界人権宣言」を採択しました。以後、その精神を実現するために、多くの人権に関する条約を採択するとともに、世界人権会議の開催や、各種の国際年の制定などを通じて、人権の尊重と差別の撤廃に向けたさまざまな取組を行ってきました。

世界各国で地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続くことから、人権に対する取組を強化するために、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを国連総会で採択しました。「21世紀は人権の世紀」をスローガンに掲げ、世界各国・地域で「人権教育」が積極的に進められました。

「人権教育のための国連10年」の終了後も、人権教育の重要性は高まり続けていました。こうした背景を受けて、国連は平成16(2004)年に「人権教育のための世界計画」を採択し、より長期的かつ制度的に人権教育を推進するための枠組みとして「人権教育のための世界プログラム」を開始しました。現在進行中の第5段階(令和6(2024)年~令和11(2029)年)では、対象を従来の「若者」から「子どもを含む若者」へと拡大するなど、現代社会が直面するさまざまな課題にも重点が置かれています。

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)¹」が、令和12(2030)年まで国際目標として掲げられました。これは、「誰一人取り残さない」を理念とし、すべての人の人権を尊重し、平和で包摂的な社会の実現を目指すものです。

¹ 「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>1 貧困をなくそう</p>  | <p>目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> | <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  | <p>目標9（インフラ、産業化） 災害に強いインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> |
| <p>2 飢餓をゼロに</p>  | <p>目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、すべての人が栄養のある十分な食料を確保できるよう、持続可能な農業を促進する</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>目標10（不平等） 国内及び各国間の不平等を是正する</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  | <p>目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>目標11（持続可能な都市） 誰もが受け入れられ、安全で災害に強い持続可能な都市及び居住環境を実現する</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  | <p>目標4（教育） 全ての人々が公正で質の高い教育を受けられ、生涯にわたって学習できる機会を促進する</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>目標12（持続可能な生産と消費） 持続可能な方法での生産・消費の形態を確保する</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>目標5（ジェンダー） ジェンダー平等（性を理由に差別されない）を達成し、全ての女性及び女兒の能力の可能性を伸ばす</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>目標13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  | <p>目標6（水・衛生） すべての人々の安全な水と衛生的な環境へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  | <p>目標14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  | <p>目標7（エネルギー） すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> | <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  | <p>目標15（陸上資源） 陸上の生態系や森林の保護、回復、持続可能な利用を推進し、砂漠化・土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止する</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>  | <p>目標8（経済成長と雇用） すべての人々のために持続可能な経済成長、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>目標16（平和と公正） 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、すべての人が法や制度で守られる社会を構築する</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  | <p>目標9（インフラ、産業化） 災害に強いインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> | <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  | <p>目標17（実施手段） 目標達成のために必要な実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |

(2) 国の動き

わが国では、日本国憲法のもと、すべての国民が基本的人権の享有を保障されています。この理念に基づき、人権に関する諸条約を批准するとともに、関連する制度の整備やさまざまな施策が進められてきました。

「国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な潮流に沿って人権施策の充実と普及を図ってきました。

平成9（1997）年には、人権擁護に関する国の責任と義務を明らかにするため、「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、「人権擁護推進審議会」が設置されました。さらに、同年には、「人権教育のための国連10年」を受けて、国内行動計画を定め、国際的な流れと連動した人権教育を開始しました。

平成12（2000）年には、国および地方公共団体には人権教育・啓発の推進が責務として定められた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行されました。これを受けて、国は平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その後の社会経済情勢の変化（国際化・情報化・少子高齢化・わが国における人権意識の高まり）や国際的な動き（「人権教育のための世界プログラム」・「ビジネスと人権」に関する国際的関心の高まり・「複合差別の観点」）を踏まえ、令和7（2025）年に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定を行いました。この改定では、「ビジネスと人権」や「インターネット上の人権侵害」、「ヘイトスピーチ」、「性的マイノリティ」など、今日のかつ複雑な課題への対応が強化されています。

平成28（2016）年には差別の解消を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、いわゆる人権三法がそれぞれ施行され、差別の解消に向けた法整備が進みました。

令和5(2023)年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されるなど、さまざまな分野で人権に関する法整備が着実に進められています。

(3) 県の取組

平成12(2000)年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。さらに、平成31(2019)年3月に第二次改定を行い、さまざまな人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

令和5(2023)年10月から、県と市町村が共同事業として取り組む「島根県パートナーシップ宣誓制度²」を開始しました。多様な性を認め合い性的マイノリティの人々が自分らしく生きることのできる環境整備を図っています。

**島根県
パートナーシップ
宣誓制度**

2023年
(令和5年)
10月1日
受付
スタート!

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い
性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる
環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を
共同で開始します。

パートナーシップ宣誓書受領カード(表) (裏)

| | |
|---|---|
| <p>第 号</p> <p>島根県パートナーシップ宣誓書受領カード</p> <p>様 様</p> <p>島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>令和 年 月 日 島根県知事 丸山 達也 印</p> <p><small>島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島根県建設部 7497号</small></p> | <p>このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを島根県として証するものです。このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。</p> <p>特記事項</p> <p>緊急連絡先 (記入は自由です) 《私本人が急病等の緊急時には、パートナーに連絡してください》</p> <p>パートナー連絡先 _____ 本人署名 _____</p> |
|---|---|

² お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度。法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除など)が生じるものではないが、性的少数者のカップルが抱える困りごとが少しでも解消され、誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指すもの。

(4) 本市の取組

本市においては、平成6(1994)年12月7日に江津市議会において「人権尊重の市宣言」が決議されました。その後、桜江町との合併から4年後の平成21(2009)年2月25日に「桜江地域審議会」の承認を経て、この宣言は新市へ継承することが決定しました。

平成13(2001)年に、同和教育における具体的な課題と取組の方向性を明らかにした「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を策定。平成18(2006)年には、その後継の計画として、同和問題などの具体的な人権問題に人権一般の普遍的なアプローチを加えた「江津市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。その後、複雑化・多様化する人権課題に柔軟に対応できる基本方針の必要性から令和3(2021)年3月に「江津市人権施策推進基本方針」を策定しました。

県と共同事業として取り組む「島根県パートナーシップ宣誓制度」では、各種行政サービスの提供を行うとともに啓発や広報にも努めています。

本市の市政運営における基本方針である「第6次江津市総合振興計画後期基本計画(令和7(2025)年策定)」において、「人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり」を施策に掲げ、人権教育・啓発施策の一層の推進を図っています。

2 改定の趣旨

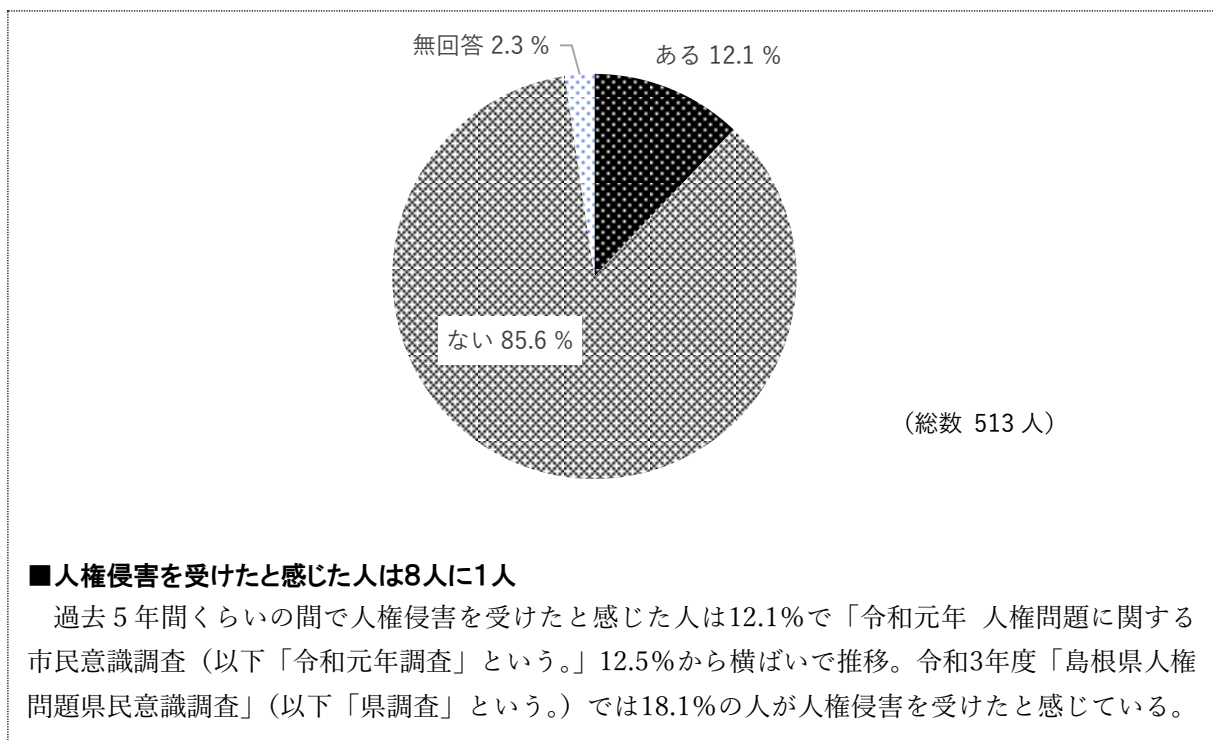
令和3(2021)年3月に「江津市人権施策推進基本方針」を策定してから5年が経過しました。この間、国内外では、従来の課題に加え、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動が複雑化・多様化するとともに、ジェンダーや性的指向・性自認などに関する課題、外国人との共生、貧困や災害など、より幅広い人権課題への対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、社会の分断や孤立が顕在化し、人権視点に立った支援の重要性が改めて認識されるようになりました。

本市では、こうした人権を取り巻く環境が大きく変化する中で、これまでの取組の成果と課題をふり返りながら、令和7(2025)年2月に実施した「人権問題に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」)」の結果を踏まえ、この度所要の改定を行いました。

今回の改定は、「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」との連携も図りながら、市民一人一人の尊厳が守られ、ウェルビーイングを実感できる地域社会の実現を目指し、人権施策のさらなる充実を図るものです。

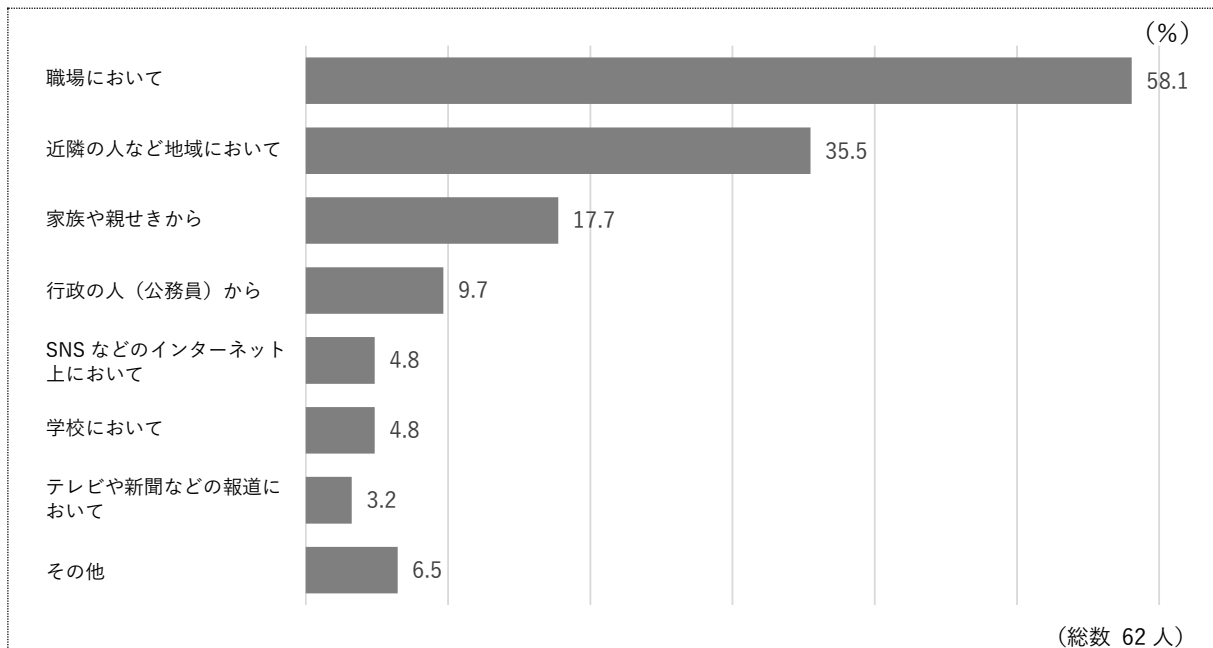
【市民意識調査の結果から】

■過去5年くらいの中に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(選択は1つ)



■【差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」を回答した人】

その差別は、誰から(どこで)受けましたか。(選択はいつでも)

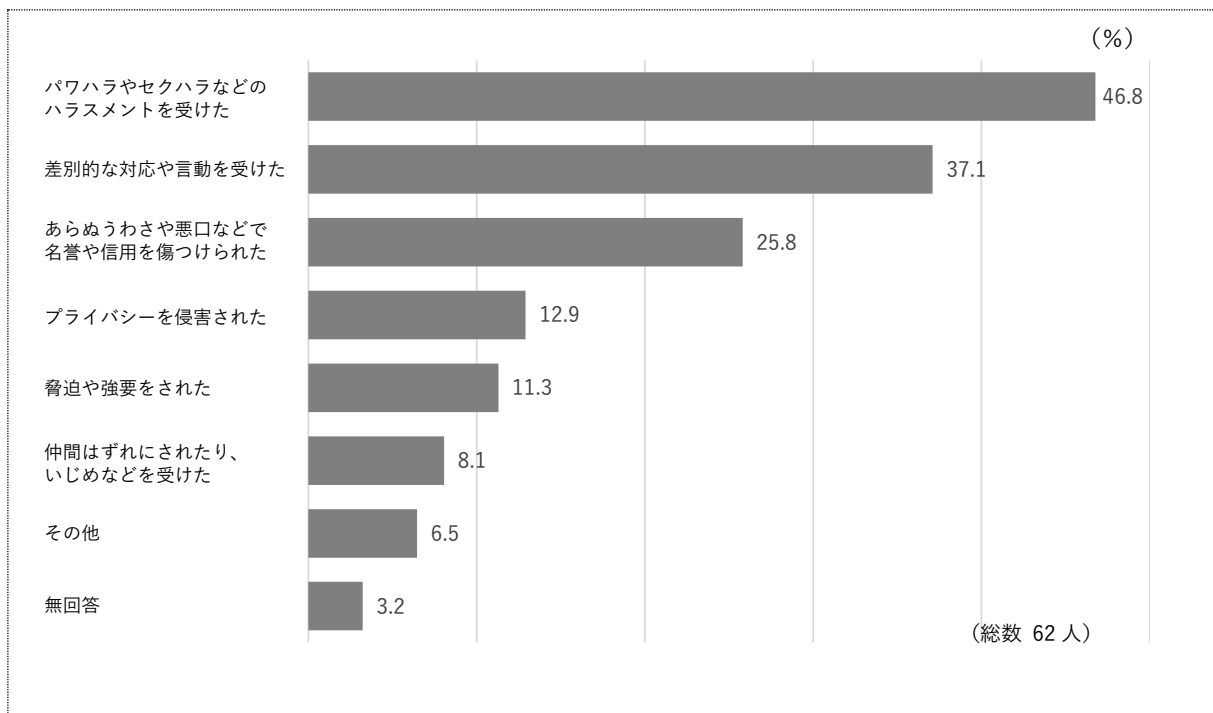


■「職場において人権侵害を受けた」が6割弱

「職場において」が58.1% (県調査55.2%) と最も多く、次いで「近隣の人など地域において」35.5% (県調査30.7%)、「家族や親せきから」17.7% (県調査18.8%)、「行政の人(公務員)から」9.7% (県調査13.7%) の順となっている。

■【差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」を回答した人】

それはどのような差別や人権侵害でしたか。(選択はいつでも)



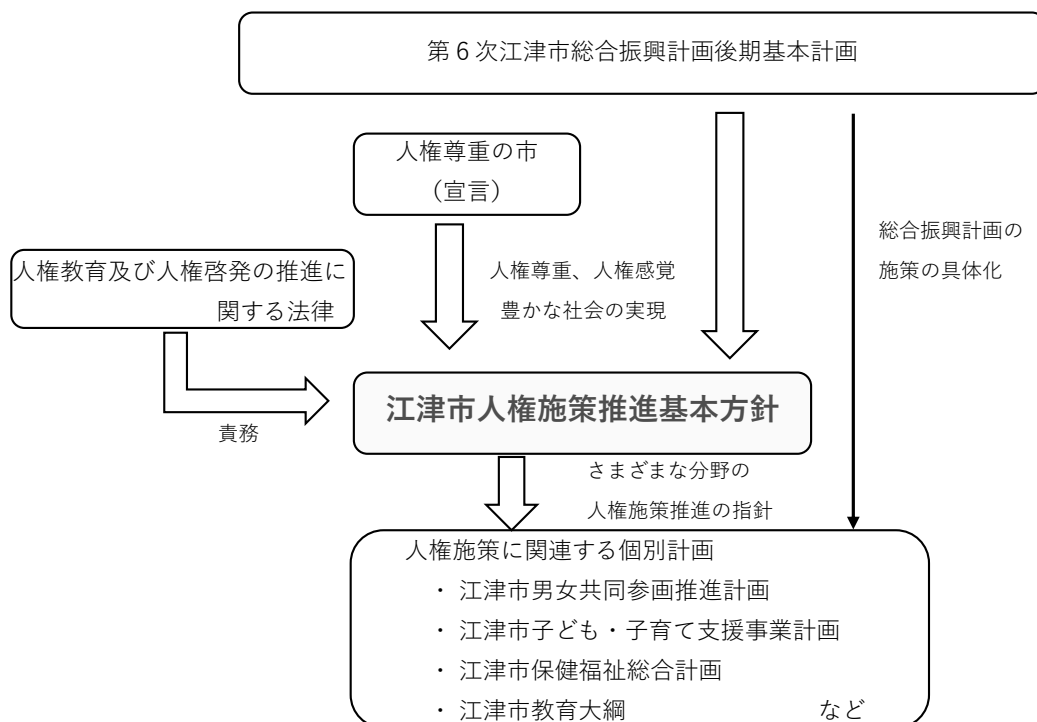
■ハラスメントが4割半

「パワハラやセクハラなどのハラスメントを受けた」が46.8%（県調査35.4%）と最も多く、次いで「差別的な対応や言動を受けた」37.1%（県調査53.1%）、「あらぬうわさや悪口などで名誉や信用を傷つけられた」25.8%（県調査23.5%）の順となっている。

3 基本方針の位置づけ

本市では、すべての人が互いの人権を大切にしながら、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。本基本方針は、人権に関する取組を進めるうえでの基本的な考え方を示すものであり、さまざまな施策や計画とつながりながら、地域全体で人権を尊重する社会を築いていくための土台となるものです。

- (1) 「人権教育啓発推進法」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤として策定しました。
- (2) 本市の人権行政の基本姿勢を明らかにするとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進する指針の役割を担います。
- (3) 「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」との整合性を図りながら、人権尊重の理念をさまざまな分野で活かす指針として機能します。
- (4) 具体的な施策については、各種計画などに委ねられるため、それらの策定や改定時には、本基本方針との整合性を確保します。
- (5) 人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化、本市特有の課題などを踏まえ、必要に応じて本基本方針の見直しを行います。



第2章 基本方針の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち一人一人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

基本方針の理念は引き続き次のとおりとします。

**市民一人一人が人権について深く理解し、
お互いの個性や価値観を認め合い、
多様性が尊重される「共生社会」を実現する。**

理念を実現するための方向性は次のとおりです。

- (1) 一人一人が尊重され、自己実現が図れるよう、行政として人権課題の解決に必要な施策を推進し、人権尊重の理念に基づく民主的で活気のある地域社会の構築を目指します。
- (2) 誰もが社会の一員として参画できる公正・平等な地域社会の構築を目指します。
- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会の構築を目指します。
- (4) 市民、企業、関係団体、国や県などの行政機関と連携・協働し、それぞれの役割を分担しながら、自主性と主体性を尊重した地域社会の構築を目指します。

【基本方針の体系図】



第3章 人権施策の推進

Ⅰ 基本的施策

(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権感覚あふれる共生社会を実現するためには、市民一人一人が、年齢、性別や障がいの有無、国籍や外国にルーツを持つかどうかなどに関わらず、お互いに共感して人格と個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら主体的に行動することが求められています。

そのためには、一人一人が人権の大切さを理解し、他者の尊厳を思いやる気持ちを育みながら、日々の暮らしの中で人権を大切にしている行動が自然にできるようになることが大切です。

このような意識を育てていくために、本市では、人権教育・啓発の対象が幼児から高齢者に至る幅広い層であることを踏まえ、対象者の発達段階に応じながら、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場面において、「知的理解の促進」、「人権感覚の涵養^{かんよう}」、「実践力・行動力の育成」の3つの柱を軸に、人権教育・啓発を総合的に推進していきます。

また、人権教育・啓発を行う上では、「法の下での平等」や「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点と、個別の人権課題の両面からのアプローチを行うことが重要です。

① 学校・保育施設などにおける人権教育

令和5(2023)年4月には、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が施行されました。この基本法の理念を踏まえ、学びの主体として子どもの人権が尊重される教育を行うことが重要です。

学校や保育施設は、子どもたちが人権の大切さを学び、他者を思いやる心を育むうえで、重要な役割を担っています。それぞれの発達段階に応じた教育・保育を通じて、人権尊重の意識を育てるとともに、家庭や地域と連携しながら、相談支援体制の整備などを通じて、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを進めていきます。

<保育施設>

- ・ 一人一人の幼児の個性を十分に理解し、それぞれの発達段階や個性に応じた就学前教育（保育）の充実に努めます。
- ・ 人との関わりや自然などとのふれあいにより、やさしさ、豊かな心、命の大切さなど、人権を大切にすることを育みます。
- ・ 保護者との連携を図りながら、生活のあらゆる場面で「自分が好き、大切」という自尊感情を育みます。

<小・中学校、高等学校、特別支援学校>

- ・ それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、子どもたちが、社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神を育みます。
- ・ 自分が大切にされた経験を通じて、自分自身だけではなく他者の人権を守ることができる子どもたちを育てます。
- ・ 児童生徒それぞれの実態と背景に寄り添い、子どもたち一人一人の学びを保障します。また、教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援を推進していきます。
- ・ すべての児童生徒の学力向上を図るとともに、一人一人の豊かな自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養^{かんよう}を図っていくことができるよう総合的な取組を行います。
- ・ 学校が教育の場として、人権が尊重され、安心して過ごせる環境づくりを図ります。
- ・ 学校の環境整備に加え、教職員自身も子どもたちに影響を与える教育環境であることを意識し、人権が尊重される環境づくりを行います。
- ・ 子どもたちの多様な実態とその背景に気づくために、教職員として人権に関する知的理解と人権感覚の向上に努めます。

② 家庭・地域・企業などにおける人権教育・啓発

人権を尊重する社会の実現には、家庭や地域、職場など、日常生活のあらゆる場面で人権意識を育むことが不可欠です。

そのため、家庭・地域・職場それぞれの立場に応じた人権教育・啓発の取組を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

<家庭>

- ・ 日々の生活の中で、子どもが「自分を好きで大切に思える」気持ち、自尊感情を育むことが大切です。
- ・ 保護者が日常の関わりを通じて、「自分も大切、相手も大切」という思いやりの心や、基本的な社会のルールを伝えていくことも重要です。
- ・ 保護者と子どもがともに人権感覚を身につけられるように、教育・保育機関との情報共有や連携を通して、保護者が学べる機会や情報提供、相談支援体制の整備など行い、家庭内で安定した人間関係を築きながら人権意識を育む取組を支援します。

<地域社会>

- ・ 市民が参加しやすい人権研修会を地域で開催し、学びの機会を広げます。
- ・ さまざまな活動を通して人と人との交流を促進し、人権文化あふれるまちづくりを進めます。
- ・ 子どもが日常的に過ごす地域の場においても、人権を大切にする態度や思いやりの心を育む取組を進めます。地域の行事や体験活動、世代などさまざまな人とのふれあいを通じて、他者への理解と共感を育むとともに、学びの機会の充実にも努めます。
- ・ PTA・保護者会、地域コミュニティ組織などと連携を密にし、地域に開かれた学校づくりにおいて、役割を果たしていきます。

<企業など>

- ・ 国際基準に基づき、企業活動における人権尊重の責任を果たすための枠組みである「人権デュー・ディリジェンス³」などを取り入れた「ビジネスと人権」の考えに基づき、ハラスメント防止や働く人や関係するすべての人の人権を守る取組を推進します。多様な立場や状況の違いによって、不利益を被ったり、理解不足や誤解により不当な扱いを受けることのないよう、配慮ある環境整備に努めます。
- ・ 企業などが社会的責任(CSR)⁴を果たすことができるよう、人権に関する情報

³ 「Human Rights Due Diligence」企業が事業活動において人権を尊重するために行う継続的な取組のことで、強制労働やハラスメントといった人権侵害のリスクを軽減し予防策をとることを規定。サプライチェーン（原材料の調達先や製品の出荷先）で強制労働などが発覚した場合、改善を促しその結果の情報公開などをする。

⁴ 企業は利益を上げるだけでなく、社会や環境に配慮した活動を行う責任があるという考え。人権の立場では「働きやすい職場」「差別のない雇用」に加え、サプライチェーンでの強制労働・児童労働や先住民からの搾取など人権侵害が行われていないか確認・対応する責任が含まれる。

提供や研修・啓発活動の支援を行います。

③ 市民における人権教育・啓発

市民一人一人が人権について理解を深め、自己肯定感や自己有用感をもち、互いを思いやる心を育てることが、共生社会の基盤となります。多様化・複雑化する人権課題に対応するため、日常生活の中で気づきや学びを得られるような啓発・教育の取組を進め、市民が主体的に行動できる環境づくりを目指します。

- ・ 人権課題や市民ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、関係機関や各種団体と連携しながら、内容の充実した多様な研修会などの開催に努めます。
- ・ 研修会などを広く市民に周知して参加者を増やすとともに、アンケートなどを活用して参加者の声を次回の企画に反映できる仕組みを確立します。
- ・ 効果的で効率的な啓発活動を進めるため、人権啓発紙の発行やインターネットなどの活用を推進します。

④ 特定の職業に従事する者に対する人権教育

人権尊重の理念を市民に根付かせるためには、あらゆる人々を対象に人権教育を進める必要がありますが、とりわけ公務員や医療・保健・福祉・教育関係者などは、その職務が市民の権利や尊厳に直接関わるため、日常の仕事において自ら人権尊重の理念に基づいた行動を実践する必要があります。そのため、特定職業従事者に対する人権教育を重点的に推進します。

<公務員、医療・保健・福祉関係者など>

- ・ 人権の視点に立った判断と行動を日常業務の中で実践できるように、職務に応じた研修の充実を図ります。
- ・ 市職員に対しては、研修を通じて人権意識の向上を図り、行政に携わる者としての責務を果たせるよう支援します。

<教育関係者>

- ・ 児童生徒の人権意識の形成に深く関わる立場であることを踏まえ、人権尊重の理念に基づいた教育活動が実践できるように、資質向上を目的とした研修の充実を図ります。
- ・ 学校全体で人権教育を推進する体制づくりを支援します。

- ・ 教職員が多様な人権課題に対応できるよう、専門的な知識と実践力の育成に努めます。

(2) 相談・支援体制の充実

すべての人が安心して人権に関する悩みや課題を相談できる環境を整えることは、人権施策の基盤となる重要な取組です。

法務局をはじめとする国の関係機関や県、人権擁護委員など、人権に関する相談支援機関と相互に連携・協力し、相談体制の充実に努めます。

相談者の多様な背景や状況に応じた対応ができるよう、市民が安心して相談できる環境づくりを進め、誰もが利用しやすい体制を整備します。あわせて、地域に根ざした支援の充実と相談窓口の周知にも取り組みます。

2 分野別施策（重要課題への対応）

多様性が尊重される共生社会の実現に向けては、社会的に困難を抱えやすい人々に関する人権課題への対応が重要です。これらの課題は、個人の尊厳や平等の実現に深く関わるものであり、社会全体で取り組むべき重点分野です。

本基本方針では、すべての人が安心して暮らし、能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、分野別に具体的な施策を推進します。

【分野別の重要課題】

- (1) 女性（ジェンダー平等）
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がいのある人
- (5) 部落差別（同和問題）
- (6) 外国人及び外国にルーツを持つ人
- (7) 患者・感染症感染者など及びその家族
- (8) 性的マイノリティの人々
- (9) インターネット上の人権侵害
- (10) 災害に伴う人権課題

その他、(11)さまざまな人権課題として、以下の8項目を取り上げます。

【さまざまな人権課題】

- ① 犯罪被害者及びその家族
- ② 刑を終えて出所した人及びその家族
- ③ 自死をめぐる人権問題
- ④ アイヌの人々
- ⑤ ホームレス・生活困窮者など
- ⑥ 北朝鮮当局によって拉致された被害者など
- ⑦ 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- ⑧ その他の人権課題など

1 女性（ジェンダー平等）

【現状と課題】

女性が個人として尊重され、社会のあらゆる場面で平等に参画できることは、基本的人権の保障において不可欠です。しかしながら、女性が直面する差別や偏見、暴力、経済的困難など、依然として多くの人権課題が存在しています。

日本国憲法では性別による差別の禁止が明記されており、国際的にも昭和54（1979）年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」により、女性の権利保障が求められています。

国内では、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」により男女が対等に参画できる社会の形成を目指す基本的枠組みが整備されました。平成28（2016）年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行、さらに令和6（2024）年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、困難な状況にある女性への支援体制が強化されています。

一方で、地域社会においては、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く残っており、女性が自由に意思を表明し、参画する機会が制限される場面も少なくありません。こうした意識や慣習に根ざした課題は、制度の整備だけでは十分に解消されず、一人一人の意識改革が求められています。

また、女性の非正規雇用割合の高さや、家事や育児・介護などケアワークの負担の偏りなどの課題も存在しています。

市民意識調査では、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」と回答した割合が49.3%、次いで「男女の固定的な役割分担意識があること」が48.5%となっています。

また、職場における男女の格差やハラスメントについても課題として認識されています。令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に関する問いについて、「反対」「どちらかといえば反対」という回答をした割合は、女性が80.3%、男性が71.3%となってお

り、依然として男女間での認識に差異が認められます。

本市では、「第4次江津市男女共同参画推進計画」に基づき、全庁的な連携のもと、啓発・教育をはじめとする施策を推進してきました。しかし、団体・職場・地域組織などの意思決定の場（審議会、まちづくり協議会、自治会など）において女性の登用などの課題は依然として対策が十分とは言えず、さらなる働きかけが求められています。

さらに、令和7（2025）年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、若者や女性に選ばれる地域づくりを柱の一つとして位置づけており、アンコンシャス・バイアスの解消、女性の起業支援、相談体制の強化などを通じて、地域の魅力と包摂性を高める取組が推進されることとなっています。本市の施策も、こうした国の方針と連動しながら、女性の人権が尊重され活躍する地域社会の実現を目指すことが求められています。

【施策の方向性】

性別にかかわらず、お互いに尊重し認め合いながら、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向けて、制度整備と意識変革の両面から取り組みます。地域社会のあらゆる場面で女性が活躍できる環境づくりを推進します。

① ジェンダー平等の意識醸成

性別による無意識の思い込みや固定的な役割意識を見直し、互いを尊重し合う価値観を地域全体で育みます。教育や啓発を通じて、無意識の思い込みに気づき、日常の中で実践できるように促進します。

② 女性の社会参画と意思決定への関与

女性が地域や職場の意思決定の場に積極的に関われるよう、環境づくりを進めます。参画意欲を高める学びの機会や、登用の促進を通じて、多様な視点が地域づくりに反映されるようにします。さらに、地域で自らの力を発揮して働きがいや達成感を得られるよう、起業支援や学び直しの機会を提供し、挑戦を後押しする環境を整備します。

③ 働きやすさと生活の両立支援

育児や介護と仕事の両立がしやすい柔軟な働き方を推進します。誰もが安心して

働きやすい環境づくりを目指し、市内の事業所と協力しながら、職場の理解促進や支援体制の充実を図ります。

④ 暴力・DV⁵の防止と支援体制の強化

暴力のない地域社会を目指し、予防と支援の両面から取り組みます。若い世代にも身近に感じてもらえるような啓発活動を行います。また、引き続き関係機関との連携を図りながら、支援体制を整備していきます。

⑤ 困難な問題を抱える女性への包括支援

複合的な課題を抱える女性が、自分らしく安心して自己実現ができるよう、医療・福祉・就労・子育てなど関係機関や地域の支援団体と連携し、必要な支援につながるよう努めます。

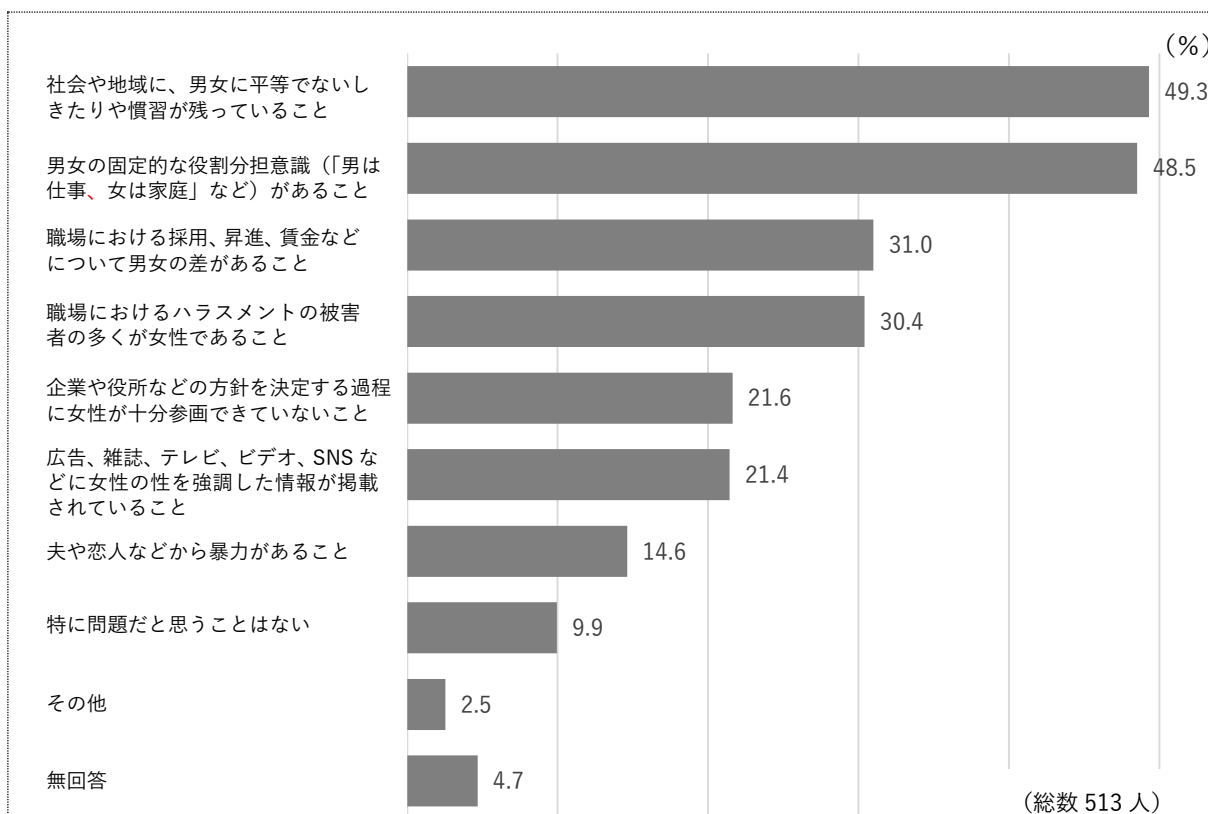
⑥ 包摂的な地域づくりの推進

DV、生活困難、就労、子育てなど多様な課題に対応できる相談窓口の整備と周知を進めます。さまざまな立場の声を受け止めながら、誰もが安心して関われる地域の仕組みづくりを推進します。

⁵ ドメスティック・バイオレンス「家庭内暴力」と訳され、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力を指す。暴行などの身体的な暴力だけでなく、侮辱・無視・脅迫（精神的DV）、生活費を渡さない・経済的に支配する（経済的DV）、同意のない性的行為・性的な言動による性的暴力（性的DV）など各種あり、重大な人権侵害のひとつ。

【市民意識調査の結果から】

■女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」、「男女の固定的な役割分担意識があること」がともに5割弱

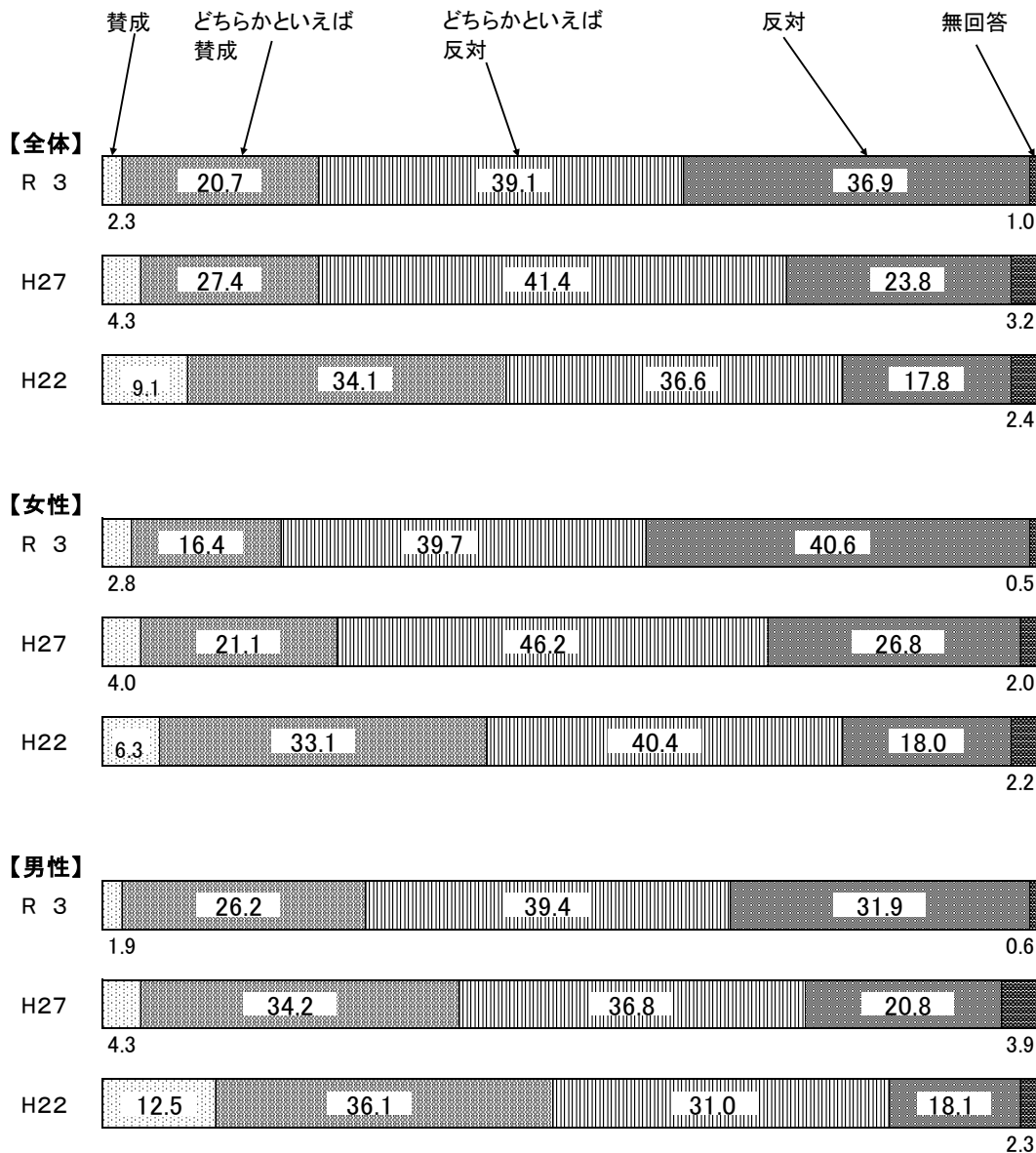
「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」が49.3%（県調査47.2%）と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）があること」48.5%（県調査48.2%）、「職場における採用、昇進、賃金などについて男女の差があること」31.0%（県調査34.1%）の順となっている。

【令和3年度男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果から】

■ 性別役割分担に関する意識

問： 男女の役割について、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、
あなたはどのように思いますか。(単位：%)

(横棒グラフの見方)
 令和 3年度 全体:396人 女性:219人 男性:160人 性別不明:17人
 平成27年度 全体:563人 女性:299人 男性:231人 性別不明:33人
 平成22年度 全体:495人 女性:272人 男性:216人 性別不明: 7人



2 子ども

【現状と課題】

子どもは、年齢や環境にかかわらず、権利を行使する主体として最大限尊重されるべき存在であり、「子どもの最善の利益」に基づき、健やかに育つことが等しく保障されなければなりません。

日本は、平成6(1994)年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と位置づけ、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の4原則に基づく権利保障を国際的に約束しています。

国内においても、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、平成25(2013)年に「いじめ防止対策の推進に関する法律(いじめ防止対策推進法)」、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)」などが施行され、子どもの権利を守るための法整備が進められてきました。さらに、令和5(2023)年4月には「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」の施行により、子ども政策の包括的な推進体制が整備されました。令和6(2024)年に「子ども・若者育成支援推進法」などを改正し、ヤングケアラー⁶を関係機関などが各種支援に努めるべき対象として法律上明記するなどの改正が行われました。

令和6(2024)年に実施された「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」⁷によれば、子ども自身が自らの権利について、十分に認識・理解ができていない現状が明らかとなっています。加えて、大人も子どもの権利を十分に理解しておらず、これらが課題となっています(こど

⁶ 本来は大人が行うべき食事の準備、掃除、洗濯、家族などの世話、感情的なサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子ども。特に中高生に多く見られ、ひとり親家庭、親の病気や障がいなどが主な要因。子どもの学業の低下、友人関係の希薄化などの影響が懸念される。

⁷ 「児童の権利に関する条約」の認知度は、小学1～3年生16.8%、小学4～6年生32.0%、中学生43.2%、高校生67.1%。いずれの年代においても、「こども基本法」の認知度はこれを下回る。大人の認知度は「児童の権利に関する条約」53.2%、「こども基本法」56.8%。

※ここでの「認知度」は「どんな内容か知っている」「どんな内容か少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」の合計を指す(出典：令和6年3月こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」)。

も家庭庁令和6年3月)。子どもの意見を尊重するためには、子ども自身が権利を知り、自覚するとともに、大人がその権利の重要性を理解することが不可欠です。あわせて、子どもが自分の権利を安心して表現・実現できる環境づくりも重要です。

制度的な支援体制が整備されつつある一方で、地域社会では、核家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化などによる子育て不安を抱える保護者の増加、子どもの貧困問題、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境は変化し続けています。

令和4(2022)年の国民生活基礎調査(厚生労働省)によれば、相対的に貧困状態にある子どもの割合は11.5%、ひとり親世帯の貧困率は44.5%に達しており、教育機会の格差や社会的孤立が将来の選択肢を狭める要因となっています。

すべての子どもが地域の中で孤立することなく、共に学び育つ環境づくりも課題です。支援が必要な子どもに対して、今後も教育・福祉・医療などの連携をより密にし、切れ目のない支援体制の整備が求められています。

また、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルや、学校におけるいじめ、不登校の問題も依然として深刻な課題です。市民意識調査では、「子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」と回答した割合は70.6%と最も高く、次いで「家庭の経済状況などが理由で子どもの生活や進学、就職など支障があること」が53.0%、「大人による体罰や虐待があること」が49.9%と続き、子どもの人権に関する課題として認識されています。

本市では、令和7(2025)年3月に「第3期江津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域みんなで育む 子どもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」を基本理念として、家庭で安心して子育てできる環境づくり、地域で子育てを見守る体制づくり、子どもたちの笑顔あふれる環境づくり、みんなで子育てを支援する体制づくりを柱に、各施策を展開しています。

子どもの人権問題は、次の時代のまちづくりを担う若い市民の成長に直結する重要な課題です。大人が子ども一人一人の人格を尊重し、健全な育ちを支えることの大切さを改めて認識し、地域社会全体で子どもを守り育てる意識を高めるとともに、それぞれの立場で責任を果たしていくことが求められています。

【施策の方向性】

すべての子どもが、年齢や育つ環境にかかわらず、ひとりの人間として尊重され、安心して成長できる社会の構築に向けて取り組みます。家庭・学校・地域が連携し、子ども自身が自分らしく生きる力を育むことができるよう、支え合う地域づくりを推進します。

① 権利保障と社会参加の推進

子どもが自らの意見を表明し、それが適切に受け止められるように、教育や啓発を通じて、大人と子ども自身が子どもの権利を理解するとともに、子どもの意見を尊重する文化の醸成を図ります。

② 育ちと学びの保障

子どもが安心して育ち、学べるよう困難な状況にある家庭への支援を充実するとともに、関係機関と連携して、学びの継続と成長の基盤を整備します。

③ つながりと安心の確保

家庭内で大きな役割を担う子どもや孤立しがちな子どもが、周囲の大人を信頼し地域の中で安心して過ごせるよう、支援体制を整備します。継続的な関わりを通じて、虐待やヤングケアラーなどの課題を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

④ 共に育つ教育環境の整備

すべての子どもが共に学び育つことができる教育環境の整備に努めます。福祉・医療・教育機関などと連携し、支援が必要な子どもに対して、切れ目のない支援を提供できる体制の構築を図ります。

⑤ 情報環境への対応と自己形成支援

子どもが情報環境と適切に関わりながら、自らを理解し、健全な自己形成を進められるよう支援します。スマートフォンやSNS⁸の利用に伴う問題を知り、自ら判断をする力を身につけるための啓発や、家庭でのルールづくりなどを通して教育の充実を図ります。

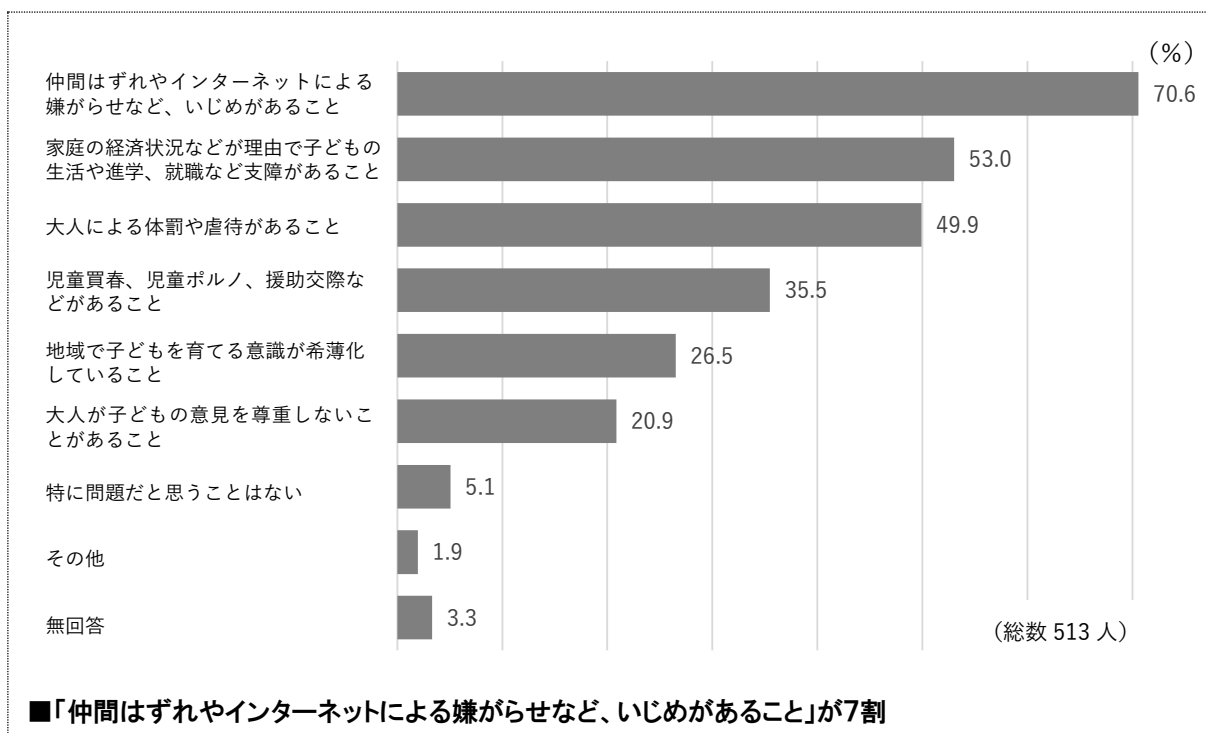
⁸ SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）とは、インターネット上で人と人がつながり、思いや情報を共有するための場。誰かの近況を知ったり、共通の趣味を持つ人と出会えたりできる一方で、情報の拡散が広範で速すぎるところから生まれる誤解やトラブルが問題となる。

⑥ 居場所と自己肯定感の育成

子どもが安心して通える学校環境の整備や、家庭・学校以外でも子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進め、信頼できる大人との関係づくりを支援します。関係機関と連携しながらいじめや不登校への早期対応を推進するとともに、自己肯定感を育む教育と心のケアの充実を図ります。

【市民意識調査の結果から】

■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」が7割

「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」が70.6% (県調査74.1%) と最も高く、次いで「家庭の経済状況などが理由で子どもの生活や進学、就職など支障があること」53.0% (県調査51.7%)、「大人による体罰や虐待があること」49.9% (県調査57.7%)、「児童買春、児童ポルノ、援助交際などがあること」35.5% (県調査35.3%) の順となっている。

3 高齢者

【現状と課題】

わが国では、人口減少や少子化の影響を受けて、急速に高齢化が進行しています。特に65歳以上の高齢者が占める割合は年々増加しており、労働人口の減少や社会保障制度への負担増など、さまざまな課題が顕在化しています。このような状況を踏まえ、世代を超えた支え合いや、持続可能な社会システムの構築が求められています。

令和7(2025)年4月末現在、本市の住民基本台帳に登録されている人口は21,026人(外国人含む)であり、そのうち高齢者(65歳以上)の人口は8,617人で高齢化率は40.98%となっています。これは平成27(2015)年4月末時点の36.03%と比較し、10年間で4.95ポイント上昇しています。

このように、本市で約5人に2人が高齢者という状況であり、今後も高齢化の進行が見込まれます。高齢者の増加に伴い、高齢者への虐待、振り込め詐欺などの消費者被害といった権利侵害に巻き込まれる懸念も高まっており、こうした被害を防ぐためにも、成年後見制度などの普及や利用促進が求められています。また、介護を担う家族の中には、介護者自身も高齢者であるケースが相当数存在しており、認知症のある高齢者も多くいることから、社会全体でこれらの課題に取り組む必要があります。

平成18(2006)年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」では、高齢者の尊厳と権利を守るため、虐待の未然防止や早期発見、養護者への適切な支援を国および地方公共団体の責務として推進しています。さらに、令和6(2024)年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」では、認知症の人を含めたすべての国民がその個性と能力を発揮し、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指すことが定められました。

市民意識調査では、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法が行われていること」と回答した割合が73.7%と最も高く、次いで「認知症のある人への理解や認識が不十分なこと」が33.5%、「施設や病院での介護における虐待やプライバシーの軽視」が31.8%、「道路や公共施設などが高齢者にとって利用しにくいこと」が23.8%と続いており、高齢者の人権に関する課題として認識されています。

本市では、令和6(2024)年3月に「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定しています。福祉関連の上位計画となる「江津市地域福祉計画」及び「誰もがいつまでも住み慣れた地域で「望む暮らし」を送ることができるまち」を基本理念とした「江津市高齢者福祉計画」に基づき、各施策を展開しています。

【施策の方向性】

高齢者が、年齢にかかわらず、ひとりの人間として尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりにむけて取り組みます。多様な生き方や価値観を認め合いながら、誰もが役割を持ち、地域とつながれる社会の形成を推進します。

① 尊厳の尊重と社会参画の促進

高齢者が社会の一員として尊重され、自らの意思をもって地域に関われるよう、社会参画の機会を広げます。年齢や状態にかかわらず、個人としての尊厳が守られるよう、互いの経験や価値観を認め合い、世代を超えて尊重し合う意識の醸成と環境づくりを進めます。

② 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくり

高齢者が孤立することなく、地域の中でつながりを持ちながら暮らせるよう、見守りや支援の体制を整備します。多世代の交流を促進し、世代を超えた支え合いの仕組みを育てていきます。

③ 人権を守る介護と家族支援の推進

介護を担う人も支えられる仕組みを整備し、高齢者の人権が守られるケアを推進します。虐待の早期発見と対応、介護者への相談支援や負担軽減策の支援の充実を図り、介護現場においても人権が尊重され、プライバシーに配慮した環境づくりの促進を図ります。

④ 認知症とともに暮らす地域づくりの推進

認知症のある人が安心して暮らせる地域社会を目指し、理解と支援を広げます。偏見の解消に向けた啓発を推進し、本人と家族が相談しやすい体制を整備し、共に暮らすための安全で安心して自立した社会参加ができる交流の場などの地域づくりを支援します。

⑤ 暮らしを守る情報環境と相談体制の整備

高齢者が安心して情報を得られ、被害を防げるよう、関係機関と連携し、相談体制と啓発活動の充実を図ります。振り込め詐欺や悪質商法などの被害防止に向けて、家族や地域での見守りを通じた未然防止に取り組みます。

また、わかりやすい情報提供や、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めるとともに、判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の活用や相談支援体制の整備にも取り組みます。

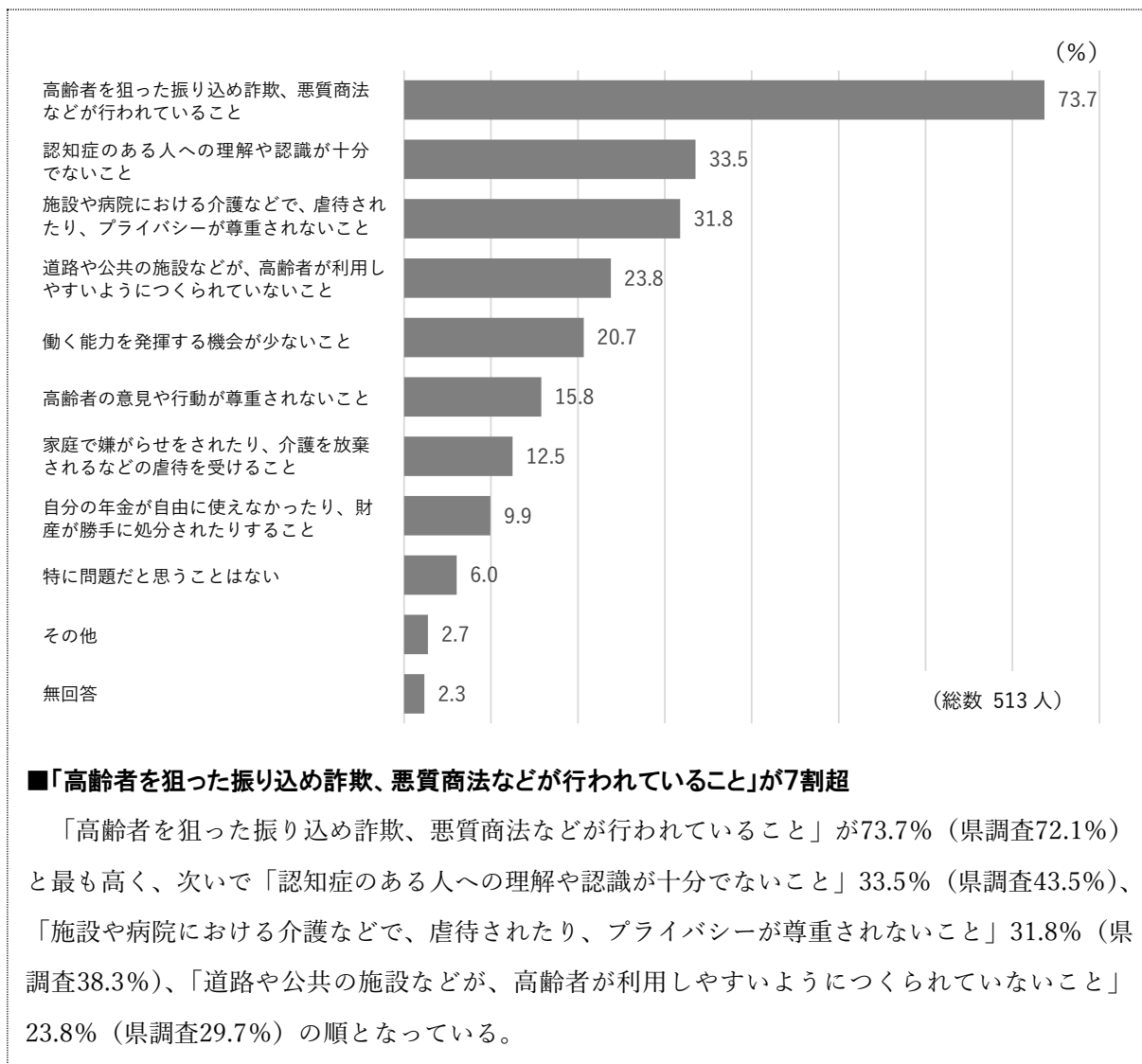
⑥ 自分らしく暮らし続けられる環境の充実

道路や公共施設などが高齢者にとって利用しやすくなるよう、バリアフリー⁹化を推進します。住環境や生活支援についても、安心して暮らし続けられるよう取り組みます。

⁹ 障がい者や高齢者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるよう、物理的・心理的・社会制度や情報の障壁（バリア）を除去すること。近年では年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが自立した生活ができ、安心して移動・利用できる環境づくりを目指すといった「多様性を尊重し共生社会を築く」ことが基本理念となっている。

【市民意識調査の結果から】

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



4 障がいのある人

【現状と課題】

すべての人は、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、等しく基本的人権を享有する存在です。

平成5(1993)年6月には、「心身障害者対策基本法」が全面改正され、「障害者基本法」として施行されました。この法律では、すべての障がい者が社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるべきことが示されています。平成23(2011)年8月の改正では、障がい者の定義が見直され、「障害の社会モデル」の考え方が取り入れられるとともに、障がいを理由とする差別の禁止が基本原則として明記されました。

さらに、平成24(2012)年10月には、自治体への通報を義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、平成28(2016)年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。そして、令和6(2024)年4月には、すべての事業者による社会的障壁の除去に関して、必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法」の改正がされました。

このように法制度の整備は進んでいる一方で、社会には依然として課題が残されています。教育や職場環境における障壁、公共施設や交通機関のアクセシビリティ不足、さらには障がいを理由とした偏見や差別といった問題が存在しています。また、障がいのある人が自立して安心して暮らしていくためには、支援の充実が重要です。

令和7(2025)年現在、一定規模以上の民間企業には従業員の2.5%、地方公共団体には職員の2.8%に相当する障がい者の雇用が義務付けられています。制度の周知と実効性の確保に加え、雇用の質や職場環境の整備も求められています。

障がいのある人に対する虐待や、判断能力の不十分な人への財産面・金銭面での権利侵害も報告されています。そのため、権利を侵害されないように、成年後見制度などの普及や利用促進が求められています。

こうした課題を解決するには、社会全体が障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重され、安心して暮らせる共生社会の実現に向けた環

境を整備することが重要です。

市民意識調査では、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか」という問いに対して、全体の6割超が「障がいや障がいのある人への理解と認識が不十分であること」と回答した割合が61.6%と最も高く、「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」37.2%、「障がいを理由に差別的な取り扱いがあること」33.7%、「合理的配慮が不十分であること」27.5%、「道路や公共施設のバリアフリー化が進んでいないことによる外出の困難」26.7%と続き、障がいのある人の人権に関する課題として認識されています。

本市では、令和6(2024)年3月に「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定しています。福祉関連の上位計画となる「江津市地域福祉計画」及び「住み慣れた地域で安心して学び、働き、ともに自立して暮らせるまち」を基本理念とした「江津市障がい者保健福祉計画」に基づき、各施策を展開しています。

【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず、すべての人がひとりの人間として尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて取り組みます。多様な個性や能力を認め合いながら、誰もが学び、働き、地域で共に暮らせる環境づくりを推進します。

① 尊厳の尊重と社会参画の促進

障がいのある人が社会の一員として尊重され、自ら意思をもって地域に関われるよう、参画の機会を広げます。障がいを理由に一律に弱者とみなすのではなく、個人としての尊厳が守られるよう、互いの人格と個性を認め合い、尊重し合う意識の醸成と環境づくりを進めます。

② 理解の促進と共生の地域づくり

障がいに対する正しい理解を広げ、偏見や差別のない地域社会を目指します。学校・地域・職場など、日常のあらゆる場面で共に暮らし、支え合える環境づくりを進めます。

③ 社会参加と就労の支援

障がいのある人が学び、働き、地域で役割を持ちながら自立して暮らせるよう、積

極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

④ 差別の解消と合理的配慮の推進

障がいや理由とした差別的な取り扱いを解消し、必要な配慮が行き届く社会の実現に向けて取り組むとともに、障がいのある人の求めに応じて必要な配慮が適切に提供されるよう制度や理解の促進などを図ります。

⑤ 虐待の防止と権利擁護の強化

障がいのある人の人権が侵害されることのないよう、虐待の未然防止と早期対応に取り組めます。判断能力が不十分な人の財産管理や住まいの契約などに関する権利擁護を推進するため、成年後見制度などの活用や相談支援体制の充実を図ります。

⑥ 家族や支援者への理解と支援の充実

障がいのある人を支える家族や支援者が安心して暮らせるよう、支援体制を整備します。支援者への研修や情報提供を通じて支援の質を高め、地域で支え合えるネットワークづくりを推進します。

⑦ 暮らしの場の整備とアクセシビリティ¹⁰の向上

障がいのある人が地域の中で安心して日々を過ごし、自分らしく暮らし続けられるよう、身近な環境の整備を進めます。ユニバーサルデザイン¹¹の考えを取り入れ、住まいや福祉施設、公共施設などのバリアフリー化に加え、必要な情報やサービスにアクセスできる情報のバリアフリーを推進します。

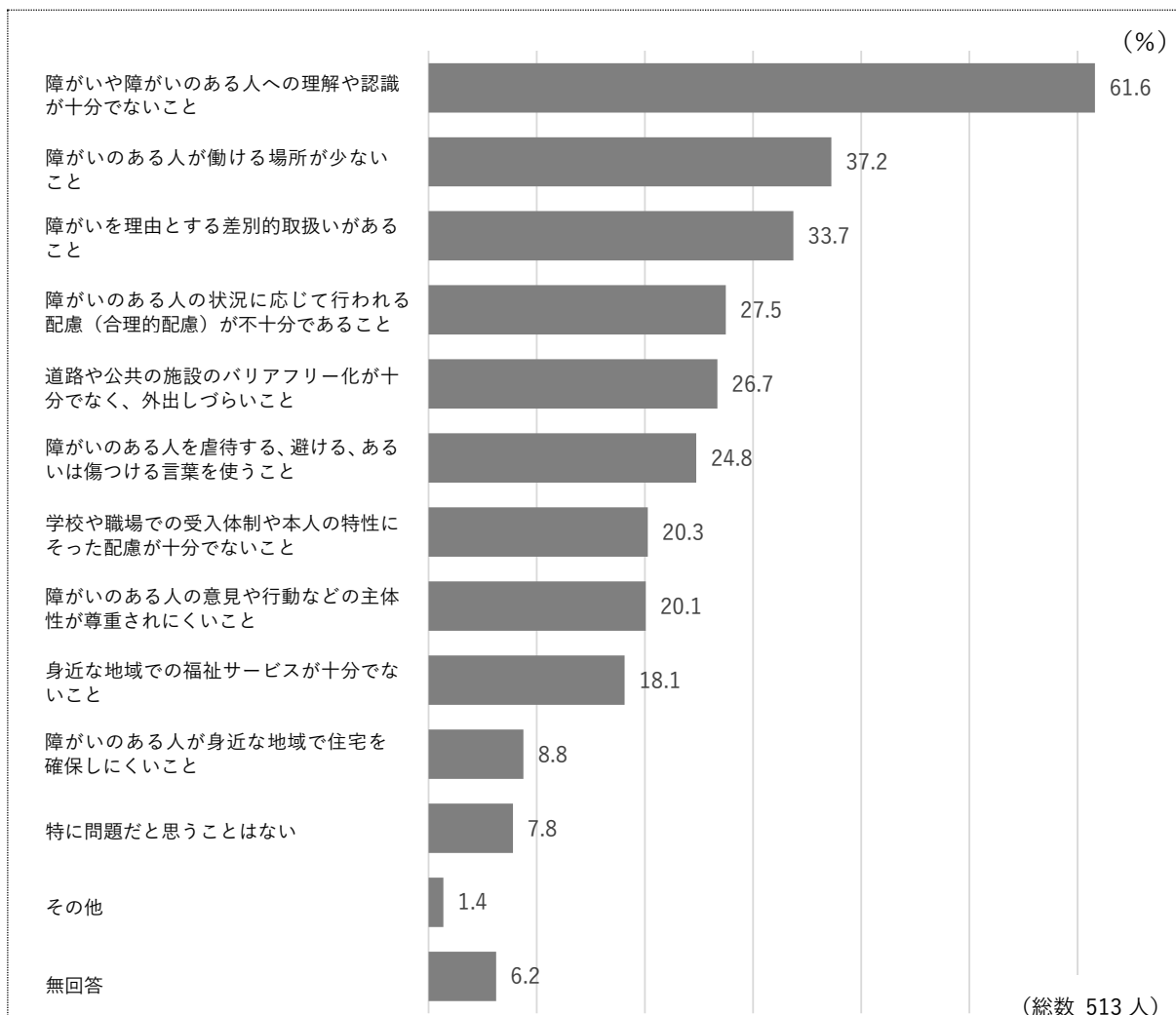
¹⁰ 年齢、身体的な特性、利用環境の違いにかかわらず、誰もが不自由なく平等に情報やサービスへアクセスできるようにするための機会の供与を示す。情報社会が進む現代においてウェブサイトやアプリ、公共サービスなど、あらゆる場面でアクセシビリティの確保が求められている。

¹¹ 年齢や性別、身体的能力、文化的背景などに関係なくすべての人が使いやすく、快適に利用できるように設計されたデザイン。その理念は建築や製品設計だけでなく、情報提供、サービス、教育など、あらゆる分野に応用されており、共生社会の実現に向けた重要なアプローチとなっている。

【市民意識調査の結果から】

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(選択はいくつでも)



■「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が6割超

「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が61.6%（県調査61.4%）と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」37.2%（県調査44.8%）、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」33.7%（県調査36.6%）、「障がいのある人の状況に応じて行われる配慮（合理的配慮）が不十分であること」27.5%（県調査26.5%）、「道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと」26.7%（県調査33.9%）の順となっている。

5 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に起因する差別であり、国民の一部の人々が長年にわたり、経済的、社会的、文化的に不利な状態に置かれ、日常生活の中でさまざまな差別を受けてきた、わが国固有の重大な人権問題です。これは、個人の尊厳を損なう差別であり、現代においてもその問題はいまだ払拭されていません。差別を受けた人々が経験してきた社会的排除や機会の制限は、世代を超えて影響を及ぼしており、社会の中でなお問題としてあり続けています。

この問題の解決に向けて、国では、昭和44(1969)年7月に「同和対策事業特別措置法」を施行し、その後も一連の特別措置法に基づき、劣悪な生活環境の改善や差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進してきました。これらの取組により、住環境やインフラ整備などの面では大きな進展が見られましたが、差別意識の解消には至っておらず、依然として偏見や誤解が存在しています。差別が表面化しにくくなった一方で、無関心や誤った理解が広がることによって、問題の本質が見えづらくなっている側面もあります。

近年では、インターネットやSNS上で差別的な書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地情報の掲載、差別を助長する動画の公開などが行われており、情報化社会の進展により、部落差別はより広範かつ深刻な形で広がっています。こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行され、部落差別は現在も存在していること、そしてその解消に向けた教育・啓発の重要性が改めて示されました。同法では、国や地方公共団体に対して、部落差別の解消に向けた理解促進と取組の推進が求められています。

市民意識調査では、同和問題の解決について「解決に向けて自分も努力すべきだ」と考える人が約半数を占める一方で、「わからない」「無回答」とする人が32%に上り、前回調査（令和元年：26%）と比較して関心の低下が見られました。また、解決方法については、「人権を大切にする教育・啓発を進める」とする回答が半数を超えた一方で、「同和地区の人が分散して住む（分散論）」や「自然になくなるのでそっとしておく（自然消滅論）」といった理解・認識も一定数存在しており、正しい知識の普及が十分とは言えない状況です。

部落差別の解消に向けては、市民一人一人がこの問題に対する正しい理解と認識をもつとともに、差別のない社会の実現に向けて、啓発や教育を通じて、人権への理解を深め、人権感覚を育むことで、実践や行動へとつなげていくことが重要です。

また、インターネット上での差別的な情報発信は、匿名性のもとで拡散されることで、部落差別の歴史的背景をもとに地域に根付いた偏見と結びつきながら、問題が深刻化している側面があります。教育・啓発を通じて、差別を許さない社会的意識の醸成に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら適切に対応することが求められます。

【施策の方向性】

部落差別（同和問題）の歴史的な背景と現在も残る偏見や誤解を踏まえ、部落差別解消に向けて、教育・啓発を通じて理解を深め、互いの尊厳を尊重し合える社会の形成を推進します。

① 理解促進と意識の醸成

部落差別の歴史的背景や社会的構造について正しい認識を広げるため、学校教育や地域活動など、社会のさまざまな場面において教育・啓発を推進します。差別が生まれた背景への理解を深めるとともに、他者の尊厳を尊重する意識を醸成し、差別を自分ごととして捉える視点を育むことで、世代を問わず共に考え、学び合える環境づくりを推進します。

② 情報環境における差別への対応

情報環境において、部落差別に関する内容が正しい理解を欠いた形で共有されることで、差別の助長につながるおそれがあります。こうした課題への理解を深める啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報の周知を図り、関係機関との連携を通じて、差別を許さない意識の醸成と支援につながる環境づくりを推進します。

③ インターネットモニタリングと対応の充実

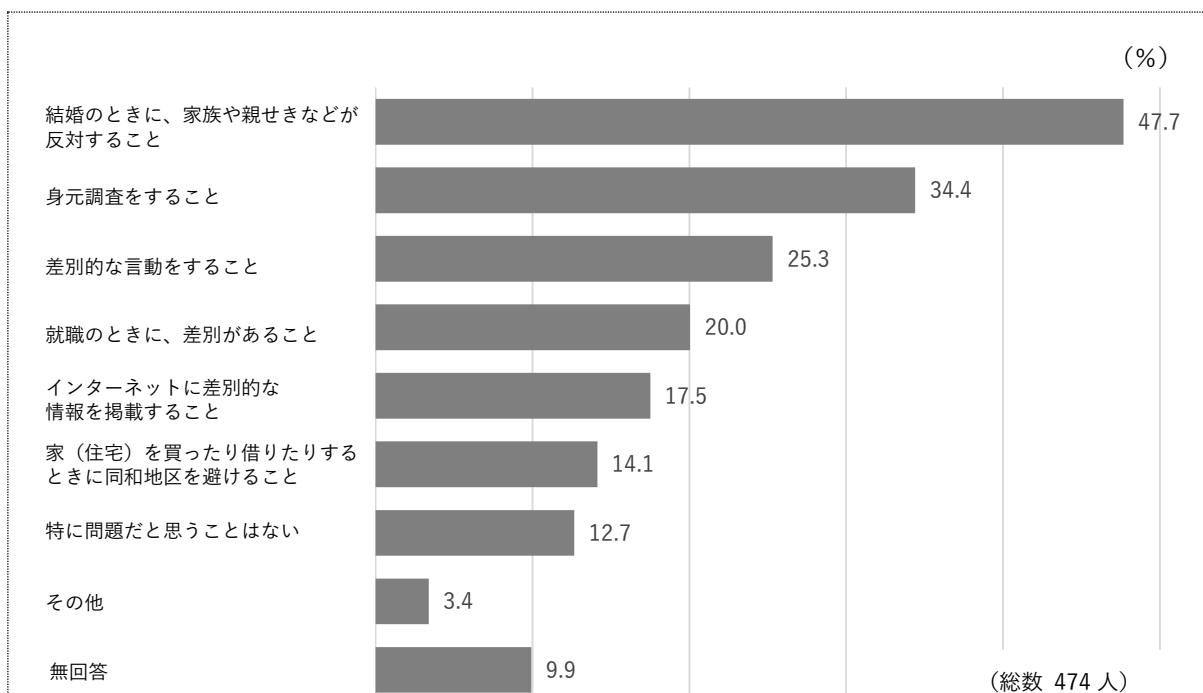
部落差別に関する人権課題の状況を把握するため、インターネット上の差別的な言動や表現に関するモニタリングを行います。差別的な情報が確認された場合には、関係機関と連携しながら、適切な対応につなげます。

④ 不当な行為への理解と対応

部落差別を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為は、差別解消の流れを妨げるものです。こうした行為に対して冷静に対応できるよう、啓発と情報提供を通じて正しい理解を広げる取組を進めます。

【市民意識調査の結果から】

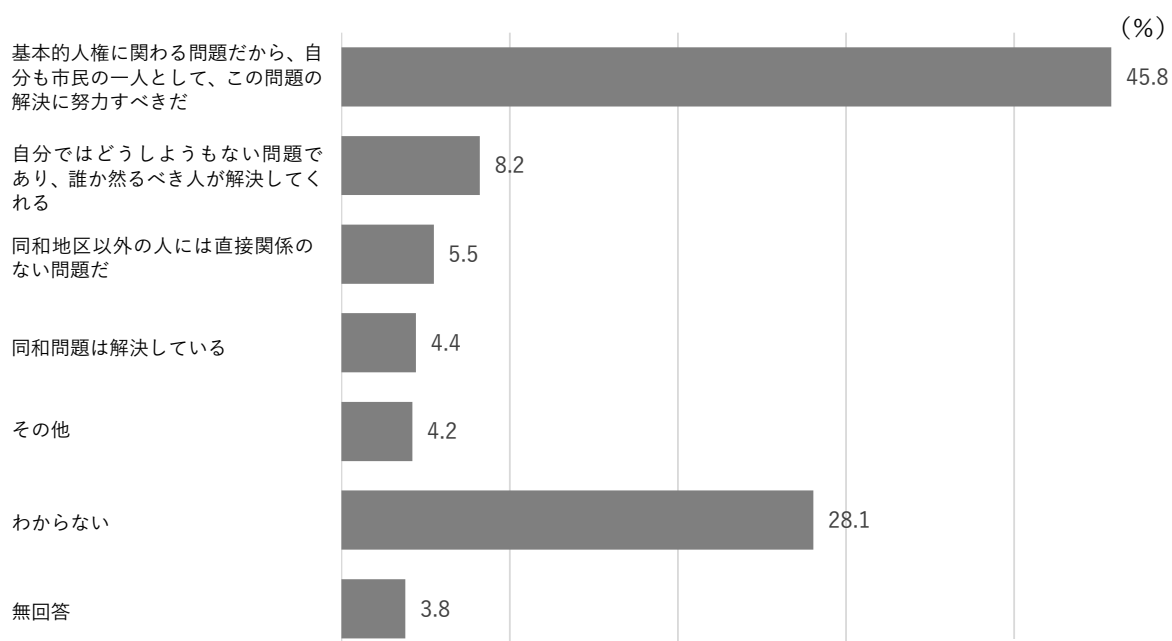
■同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(選択は3つまで)



■「結婚のときに、家族や親せきなどが反対すること」が5割弱

「結婚のときに、家族や親せきなどが反対すること」が47.7%（県調査66.9%）で最も高く、次いで「身元調査をすること」34.4%（県調査37.6%）、「差別的な言動をすること」25.3%（県調査32.7%）、「就職のときに、差別があること」20.0%（県調査28.7%）となっており、結婚に関わる事項が問題点の上位にあがっている。また、「特に問題だと思わない」12.7%（令和元年調査5.9% 県調査5.7%）、「無回答」9.9%（令和元年調査3.4% 県調査0.7%）と令和元年調査をそれぞれ大きく上回っている。

■ 同和問題の解決に対するあなたの考えはどうか。(選択は1つ)

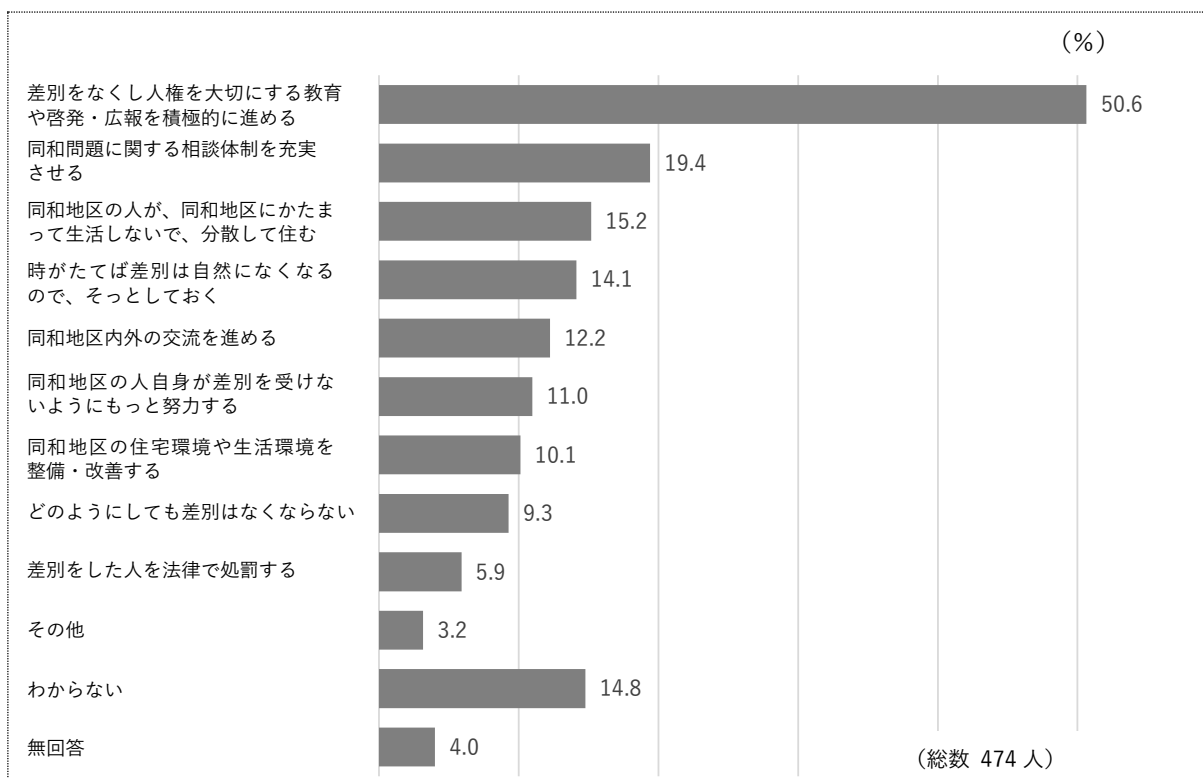


(総数 474 人)

■ 「自分もこの問題の解決に努力すべきだ」が5割弱

「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」が45.8%（令和元年調査45.1% 県調査40.1%）で最も高い。次いで「自分ではどうしようもない問題であり、誰か然るべき人が解決してくれる」8.2%（令和元年調査9.3% 県調査7.2%）、「同和地区以外の人には直接関係のない問題だ」5.5%（令和元年調査2.8% 県調査3.6%）の順となっている。また「わからない」「無回答」が合わせて31.9%（令和元年調査26.0% 県調査25.4%）で増加している。

■ 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(選択はいつでも)



■ 「教育や啓発・広報を積極的に進める」が5割

「差別をなくし人権を大切にする教育や啓発・広報を積極的に進める」が50.6%（令和元年調査59.0% 県調査51.9%）で最も高い。次いで「同和問題に関する相談体制を充実させる」が19.4%（令和元年調査22.4% 県調査25.6%）、「同和地区の人が、同和地区にかたまって生活しないで、分散して住む」15.2%（令和元年調査20.9% 県調査18.6%）、「時がたてば差別は自然になくなるので、そっとしておく」14.1%（令和元年調査17.3% 県調査14.4%）、「同和地区内外の交流を進める」12.2%（令和元年調査22.2% 県調査21.5%）、「同和地区の人自身が差別を受けないようにもっと努力する」11.0%（令和元年調査10.8% 県調査10.1%）の順となっている。

6 外国人及び外国にルーツを持つ人¹²

【現状と課題】

社会・経済のグローバル化、国際交流の活発化に伴い、わが国に暮らす外国人は年々増加しています。

令和7(2025)年4月末現在、本市の住民基本台帳に登録されている外国人は、381人、人口比1.81%となっています。これは、10年前の平成27(2015)年4月末時点の264人(人口比1.06%)と比較して大幅に増加しています。

令和3(2021)年4月には市内に日本語学校が開校され、外国人は地域にとってより身近な存在となっています。一方で、文化や言語、制度の違いにより、外国人が日常生活を送るうえで困難を感じる場面も多く、これらの障壁が偏見や差別の要因となることがあります。

こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育の機会の確保と水準の維持・向上が求められるようになりました。本市では、市民ボランティア団体による支援活動を通じて、地域住民との相互理解やコミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。

2000年代後半以降、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化し、平成28(2016)年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。国内におけるヘイトスピーチとされる発言を伴うデモの件数は減少傾向にあるものの、SNSなどインターネット上での差別的言動は依然として後を絶ちません。

近年、外国人材の受け入れ制度は大きく変化しており、平成31(2019)年4月に施行された「特定技能制度」では、建設・宿泊などの分野での就労が認められ、特定技能2号により家族帯同や長期在留も可能となりました。さらに、令和6(2024)年6月に公布された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」により、技能実習制度が廃止され、新たに「育成就労制度」が創設され、令和9(2027)年4月1日に施

¹² 外国籍の市民に加え、国籍を問わず、両親または一方の親が外国出身である人、帰化した人、本邦外出身者など、文化的・民族的に多様な背景を持つ市民を含む。

行されます。この制度では、企業が日本語教育・職業訓練・生活支援を含む育成就労計画を作成・実施することが義務付けられており、外国人が安心して働ける環境の整備が求められています。また、永住権取得要件の厳格化により、税金・年金・保険の適正な履行が重視され、地域社会の一員として責任ある生活を送ることが制度上求められています。

企業は、制度に応じた支援・育成計画の作成・実施などを通じて、外国人が安心して働ける環境を整備する責任を負っており、これらの対応は、法令遵守の観点に加え、外国人労働者の人権を尊重し、多様性を受け入れる社会づくりに資するものです。これまでの取組を踏まえつつ、制度の変化に応じた継続的な対応が、今後ますます重要となっています。

市民意識調査では、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した割合が50.5%と最も高く、次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」が42.5%、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」が32.7%と続き、外国人の人権に関する課題として認識されています。一方で、「特に問題だと思わないこと」の割合が14.4%と他の人権課題の回答より高くなっており、外国人の人権に関する課題への意識の希薄さがうかがえます。

今後、本市が国際化の流れの中で、住みよい地域社会を維持していくためには、外国人に対する差別や偏見の解消に努め、相互理解を進めながら、国籍・文化などの違いを認め合い、互いの価値観を尊重しながら共に暮らす「多文化共生社会」の実現を目指すことが求められています。

【施策の方向性】

外国人が、国籍や文化の違いにかかわらず、ひとりの人間として尊重され、地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて取り組みます。多様な価値観を認め合いながら、互いに理解し合い、共に暮らせる多文化共生の地域づくりを推進します。

① 尊厳の尊重と差別の解消

外国人が地域の一員として尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて取り組みます。ヘイトスピーチや差別的言動の防止に向けた啓発を推進し、誰もが安心し

て暮らせる環境を整備します。

② 異文化理解と共生の促進

国籍や文化の違いを認め合い、互いに理解し合える地域社会を構築します。学校・地域・職場など、日常のあらゆる場面で交流の機会を広げ、共に生きる意識を育みます。

③ 生活支援と情報環境の整備

外国人が地域で安心して暮らせるよう、生活情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用、相談体制の充実を図ります。あわせて、地域の文化や制度への理解を深める支援を推進し、孤立を防ぎ、つながりを支える環境づくりを推進します。

④ 日本語学習支援の充実と学びの機会の提供

外国人が地域社会とつながりを深められるよう、日本語学習の機会の提供と支援に取り組みます。ボランティアや教育機関との連携を強化し、継続的な学習支援を推進します。

⑤ 就労支援と制度への対応

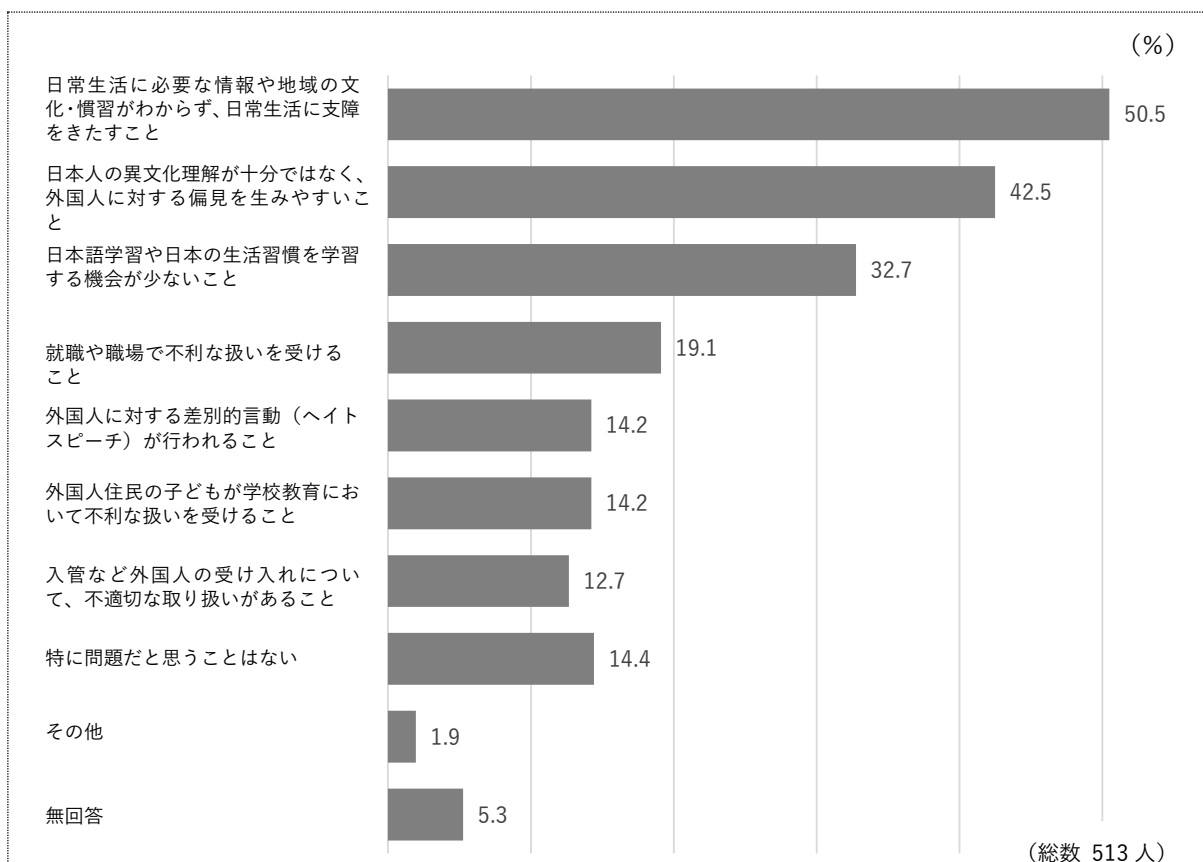
外国人が安心して働けるよう、企業と連携した育成支援や制度理解の促進を図ります。新たな就労制度に対応して、職場での人権尊重と多様性の受容を推進します。

⑥ 地域とのつながりと参加の促進

外国人が地域の一員として安心して暮らせるよう、地域コミュニティ組織や学校、地域行事への参加を支援します。交流の機会を広げ、互いの文化を尊重しながら共に暮らす関係づくりを推進します。

【市民意識調査の結果から】

■外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が5割

「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が50.5%（県調査49.2%）で最も高い。次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」42.5%（県調査32.7%）、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」32.7%（県調査34.4%）の順となっている。「特に問題だと思うことはない」が14.4%（県調査6.1%）あり、他の人権課題より率が高い。

7 患者・感染症感染者など及びその家族

【現状と課題】

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)やハンセン病などの感染症は、医学的に不正確な知識や思い込みに基づく過度な危機意識が原因となり、現在においても偏見や差別などの人権問題が生じています。これらの感染症に対する誤解は、患者やその家族の社会的孤立を招き、医療へのアクセスや就労、教育などの面でも不利益をもたらすことがあります。感染症に関する人権課題は、単なる医療問題にとどまらず、社会全体の理解と当事者の立場に寄り添う姿勢が求められる重要な課題です。

近年では、SNSなどの普及により、感染症に関する不正確な情報が発信された場合、瞬く間に拡散され、偏見や差別などを助長する可能性が高まっています。匿名性の高いインターネット空間では、誤情報や誹謗中傷が広がりやすく、当事者の尊厳を損なう事例も報告されています。こうした情報環境の変化は、感染症に関する人権問題の新たな側面として、社会的対応が必要となっています。

令和2(2020)年以降に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、感染症患者やその家族、医療従事者などに対する偏見や差別が見られるなど、さまざまな人権問題が生じました。地域社会においても、感染者への誤解や不安が差別的な言動につながる事例が見られ、社会的分断を生む要因となりました。こうした状況を踏まえ、令和3(2021)年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、差別的取扱いなどの防止を目的として、国および地方公共団体の責務として広報や啓発活動を行う旨の規定が新たに設けられました。

さらに、令和6(2024)年7月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が見直され、基本的人権の尊重の実現が目標の一つとして掲げられました。同計画では、感染症対策に関して国民が適切に判断・行動できるよう、発生前からの情報提供・共有の取組として「偏見・差別等に関する啓発」が盛り込まれています。

市民意識調査では、「新型コロナウイルス感染症に関わる人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか」という問いに対して、「SNSなどのインターネット上での誹謗中傷やデマの拡散」が41.1%、「感染者やその家族に対する差別的な言動やいじめ」が40.4%と問題として認識されています。これらの結果は、感染症に対する社会的理解の不足と、不確かな情報が人権侵害につながっていることを示しています。

感染症患者などの人権を尊重するためには、過去の偏見や差別の歴史を踏まえつつ、感染症に関する正確な知識の普及啓発を推進し、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を継続していくことが求められます。

【施策の方向性】

感染症に関する偏見・差別により、患者や家族、医療従事者の尊厳が損なわれることのないよう、正しい知識の普及と社会的理解の促進に取り組みます。差別の未然防止と、当事者の尊厳が守られる社会の構築を推進します。

① 知識の理解の普及

感染症に関する誤解や偏見、差別を防ぐためには、正確な知識の普及が不可欠です。医療的な理解だけでなく、感染症に関する差別の歴史や社会的背景にも目を向けた啓発を推進し、不確かな情報に惑わされることなく、自ら判断できる力を育む取組を進めます。

② 尊重意識の醸成

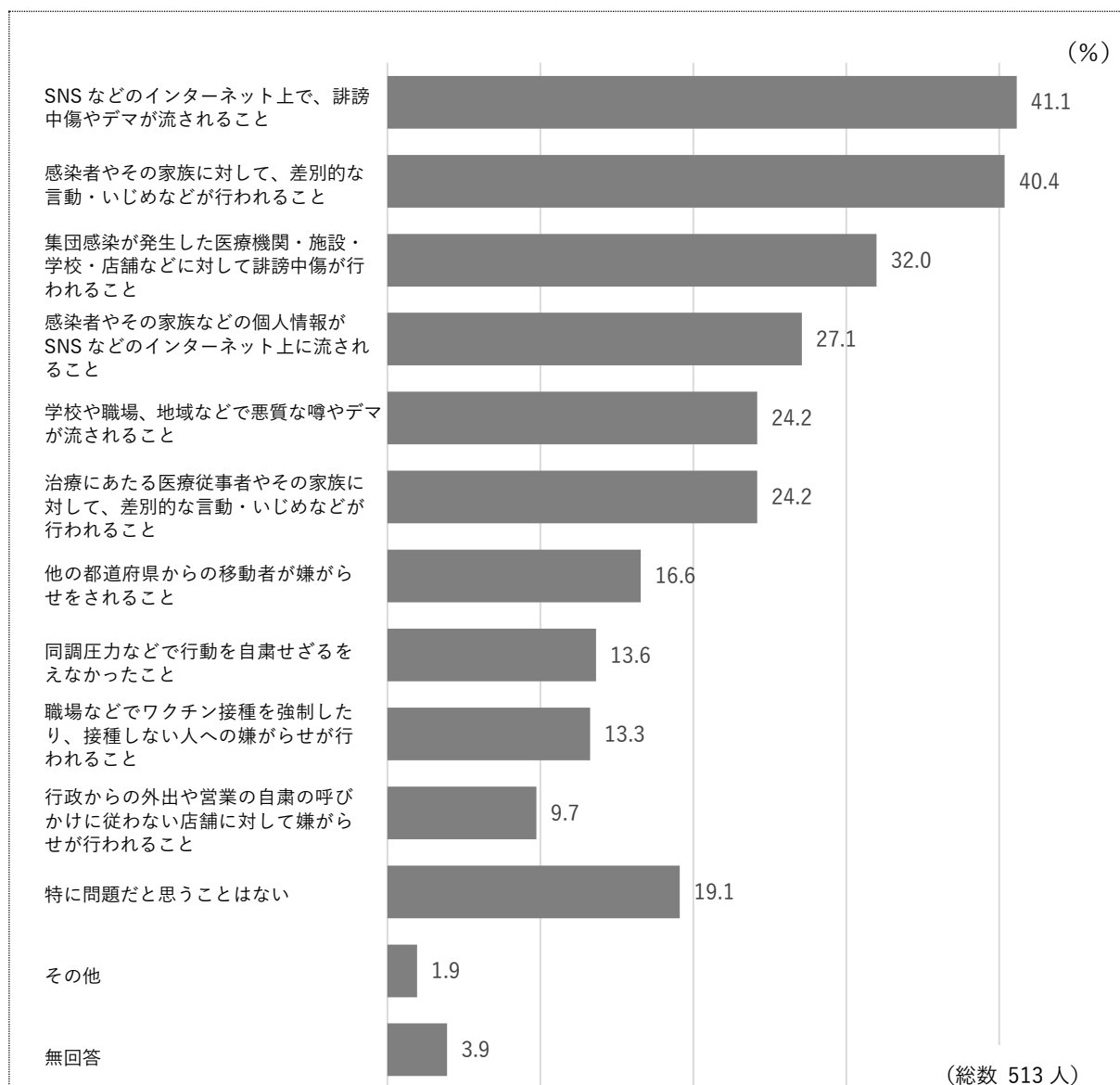
感染症患者などへの差別を「自分とは関係ないこと」として捉えるのではなく誰もが当事者になり得る課題として理解することが重要です。他者の立場に寄り添う姿勢を育む学びの場を通じて、互いを尊重し合える意識の醸成を図ります。

③ 誤情報と差別的言動への対応

SNSなどの情報環境では、感染症に関する誤情報や誹謗中傷が拡散されやすく、差別的な言動が助長される傾向があります。また、誤った認識を根拠とした不当な対応は、当事者の尊厳を損なう問題です。こうした状況に冷静に対応できる力を育むため、教育・啓発と情報提供を通じて、正しい情報を見極める判断力の向上と差別の未然防止を図ります。

【市民意識調査の結果から】

■新型コロナウイルス感染症に関わる人権について、特にどのようなことが問題だったと思いますか。(選択はいくつでも)



■「インターネット上の誹謗中傷」「差別的な言動・いじめ」がともに4割超

「SNSなどのインターネット上で、誹謗中傷やデマが流されること」が41.1%（県調査48.3%）で最も高い。次いで「感染者やその家族に対して、差別的な言動・いじめなどが行われること」40.4%（県調査54.0%）、「集団感染が発生した医療機関・施設・学校・店舗などに対して誹謗中傷が行われること」32.0%（県調査46.2%）の順となっている。「特に問題だと思わない」が19.1%あり県調査5.1%を上回っている。

8 性的マイノリティの人々

【現状と課題】

近年、性的指向（どの性を好きになるか）や性自認（自分の性をどう認識しているか）を表す「SOGI¹³」に関する社会的関心が高まっています。SOGIはすべての人が持つ性のあり方を示すものであり、その多様性が尊重されることは、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて重要な視点です。また、LGBT¹⁴などの性的マイノリティに対する不当な差別や偏見の見つめ直す契機ともなっています。性のあり方について社会全体が理解を深めていくためには柔軟で広い視野を持ち、互いの違いを認め合う姿勢が求められます。

しかしながら、社会的認識や理解が十分に進んでいないため、偏見や差別的な言動にさらされ、社会生活において困難を抱える当事者も少なくありません。職場や学校、家庭などの日常生活の場面で、無理解や排他的な態度に直面することが、精神的な負担や孤立感を生む要因となっています。こうした状況により、当事者は自身の性的指向や性自認を公表（カミングアウト¹⁵）することをためらい、自己の性を明かせないまま生活することを余儀なくされる場合もあり、そのことが精神的な負担につながることがあります。さらに、本人の承諾なしに第三者が当事者の情報を暴露する「アウティング¹⁶」行為は、重大な人権侵害として問題となっています。

平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件のもとで戸籍上の性別変更が可能になりました。さらに令和5（2023）年6月には「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向及びジェンダーア

¹³ 性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの。

¹⁴ レズビアン（L）ゲイ（G）バイセクシュアル（B）トランスジェンダー（T）の頭文字を取った言葉。レズビアンは女性が女性に惹かれる人、ゲイは男性が男性に惹かれる人、バイセクシュアルは男女両方に惹かれる人、トランスジェンダーは出生時に割り当てられた性別と自認する性が異なる人を指す。LGBTに限らず性には多様なあり方がある。

¹⁵ 自分の性的指向や性自認、あるいはその他の個人的な内面の思いを他者に打ち明ける行為。長い間心の中に秘めていた自己の一部を信頼する人や社会に対して明らかにすることで、自己受容と解放により真の自分を認め、他者との関係をより誠実で深いものにする可能性を持っている。

¹⁶ 本人の同意なく、他人の性的指向や性自認などのプライバシーを第三者に暴露する行為。暴露された本人にとって深刻な精神的苦痛や社会的な不利益をもたらし、場合によっては職場や家庭、地域社会での立場を危うくすることがあり、理解と配慮が必要。

イデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指すことが定められました。

市民意識調査では、「性的指向や性自認(LGBTなど)に関わる人権について、あなたはどのように考えますか」という問いに対して、「性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である」と回答する割合が59.8%と約6割の方が理解する一方で、「趣味や嗜好の問題だ」12.9%、「自分には関係ない」10.1%、「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」9.9%と一定数の無関心層があることも見受けられ、当事者への理解を深めるための教育や啓発活動の必要性が明らかになっています。

本市においても、令和5(2023)年10月から「島根県パートナーシップ宣誓制度」を県と市町村の共同事業として開始し、多様な性を認め合い、性的マイノリティの人々が自分らしく生きることのできる環境整備を推進しています。本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、性的マイノリティのカップルが抱える困難の軽減につながることを期待されます。一方で、市民意識調査では「島根県パートナーシップ宣誓制度」の認知度が低く、制度の周知や理解の促進が今後の課題となっており、誰もが暮らしやすくなる社会の実現に向けた取組が重要です。

【施策の方向性】

性的指向や性自認にかかわらず、すべての人がひとりの人間として尊重され、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに向けて取り組みます。多様な性のあり方への理解を深め、偏見や差別のない地域社会の形成を推進します。

① 尊厳の尊重と差別の解消

性的指向や性自認などに関する偏見や差別的な言動を防止し、当事者の尊厳が守られるよう啓発を推進します。アウトティングなどの人権に関わる課題について理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

② 多様性の理解と教育の充実

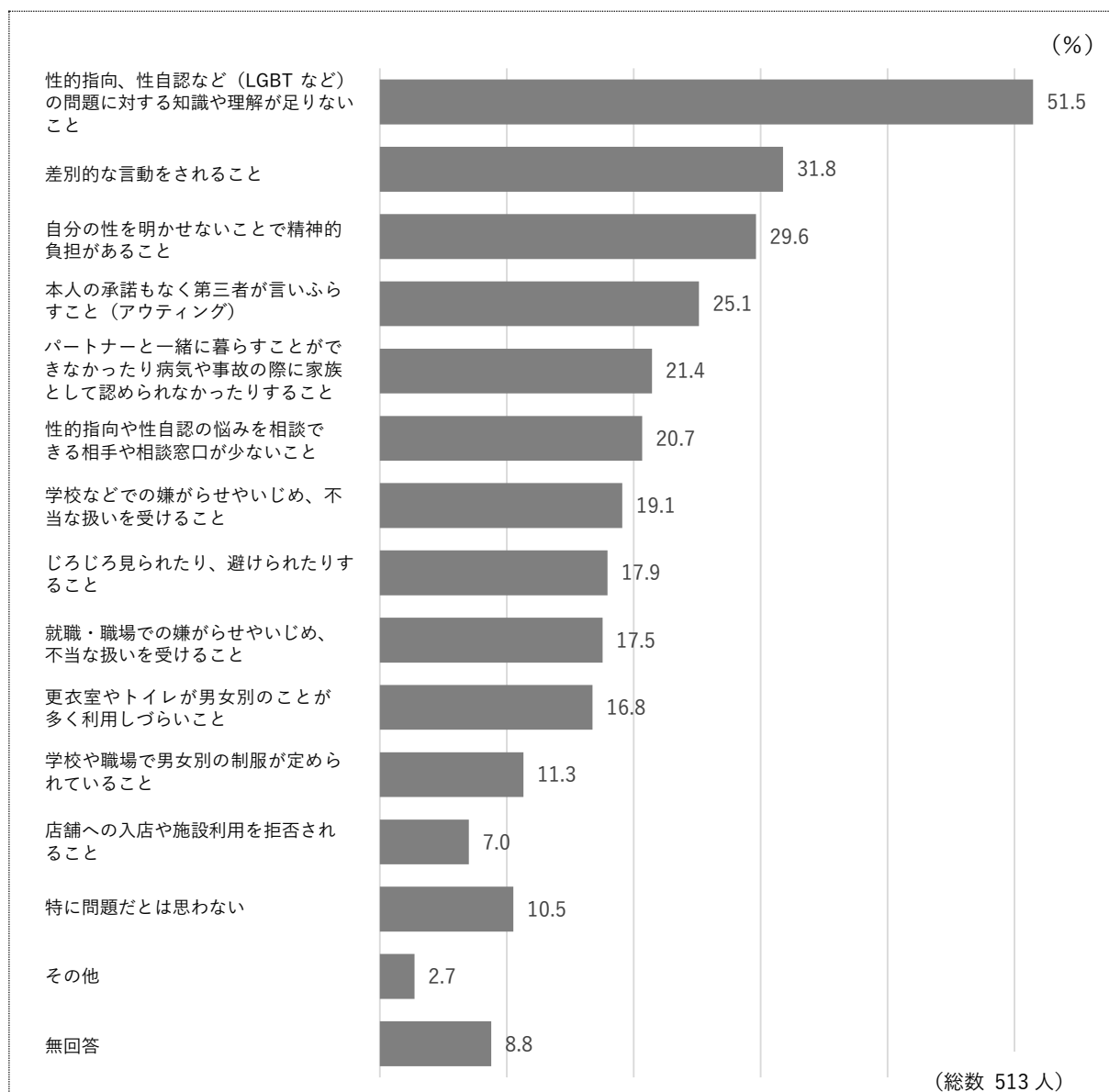
学校や地域において、性の多様性に関する教育や啓発を充実し、無理解や排除を防ぎます。子どもから大人まで、年齢や立場に応じた学びの機会が得られるよう、支援と環境整備を進めます。

③ 安心して暮らせる環境の整備

性的マイノリティの人々が自分らしく暮らせるよう、多様性に配慮した環境づくりに努めます。「島根県パートナーシップ宣誓制度」の周知と活用を進め、制度を活かした支援を広げます。

【市民意識調査の結果から】

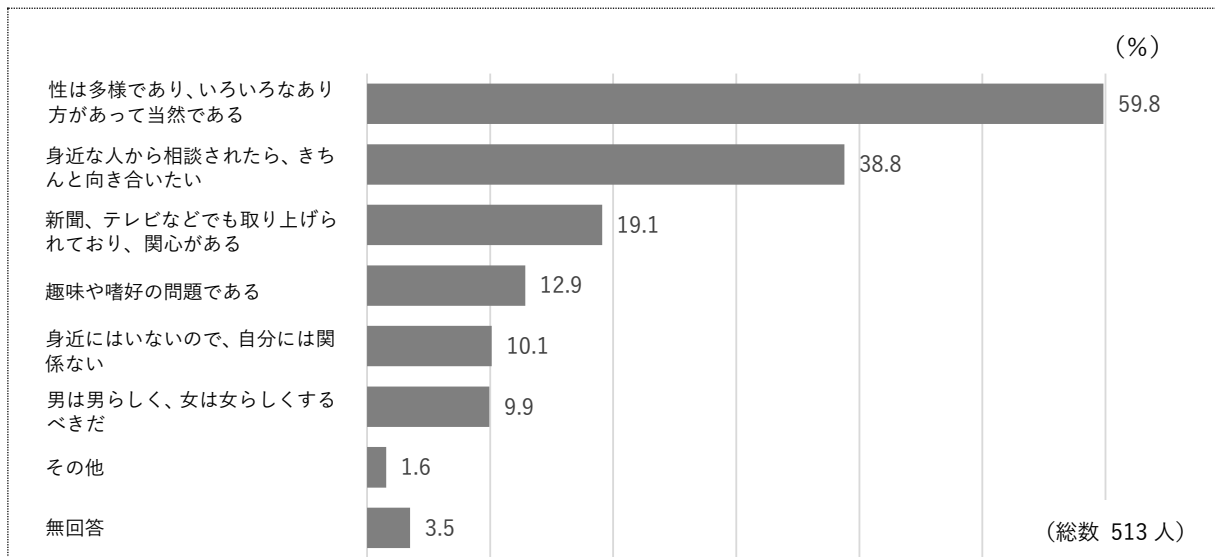
■性的指向、性自認など(LGBTなど)に関わる人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(選択はいつでも)



■「知識や理解が足りないこと」が5割超

「性的指向、性自認など(LGBTなど)の問題に対する知識や理解が足りないこと」が51.5% (県調査50.0%) で最も高い。次いで「差別的な言動をされること」31.8% (県調査33.8%)、「自分の性を明かせないことで精神的負担があること」29.6% (県調査31.7%)、「本人の承諾もなく第三者が言いふらすこと(アウティング)」25.1% (県調査項目なし)の順となっている。

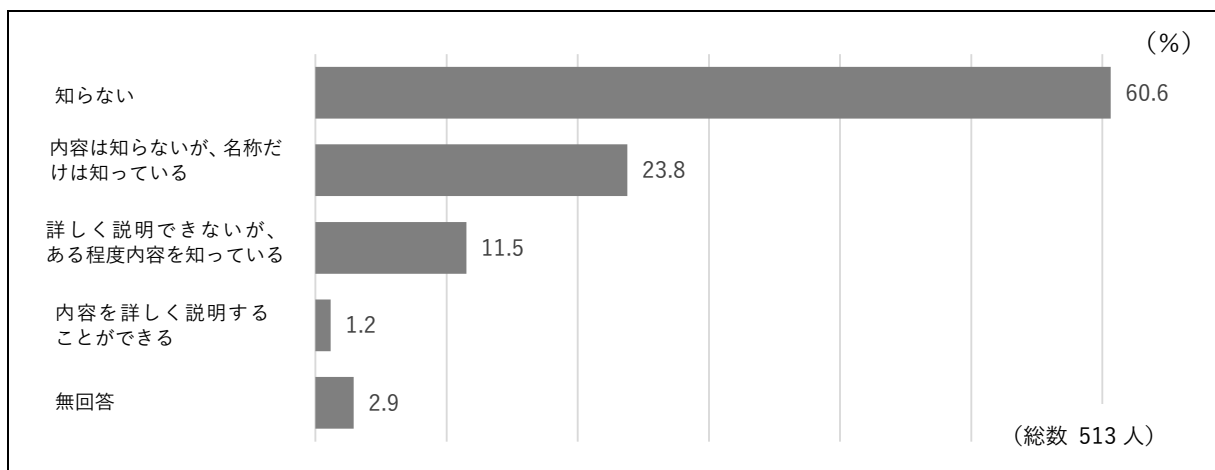
■性的指向、性自認など(LGBTなど)に関わる人権について、あなたはどのように考えますか。(選択はいくつでも)



■「性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である」が6割

「性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である」が59.8%（県調査60.1%）で最も高い。次いで「身近な人から相談されたら、きちんと向き合いたい」38.8%（県調査29.6%）と続く。一方「趣味や嗜好の問題である」12.9%（県調査8.8%）、「身近にはいないので、自分には関係ない」10.1%（県調査3.1%※）、「男は男らしく、女は女らしくするべきだ」9.9%（県調査7.6%）となっている。 ※「芸能人や特に注目されている人のことで、自分には関係ない」

■「島根県パートナーシップ宣誓制度」を知っていますか。(選択は1つ)



■「島根県パートナーシップ宣誓制度」そのものや内容を知らないが8割超

「知らない」が60.6%で最も高い。次いで「内容は知らないが、名称だけは知っている」23.8%、「詳しく説明できないが、ある程度内容を知っている」11.5%、「内容を詳しく説明することができる」1.2%の順で、制度の認知度は低い。県調査なし

9 インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

インターネットやSNSは、情報収集や発信、コミュニケーションの手段として、現代社会において欠かせない存在となっています。一方で、急速な技術の進展に対し、利用者の情報リテラシー¹⁷が十分に追いついていない状況があり、匿名性や情報発信の容易さを背景に、特定の個人や集団への誹謗中傷、差別的な書き込み、個人情報の無断掲載などの人権侵害が発生しています。

さらに生成AI¹⁸の登場により、AIの利用機会や活用の幅が広がる一方で、それに伴うリスクも増加・多様化しています。人権侵害に関するリスクとしては、偽情報や誤情報の拡散とあわせて、プライバシーの侵害や、AIが生成した画像などにより名誉や信用が傷つけられることなどが懸念されています。

こうしたインターネット上の人権侵害は、情報の拡散が速く、被害が広範かつ深刻になりやすいという特徴があります。とりわけ、子どもたちの間で広がる「ネットいじめ」は、社会的にも大きな課題となっています。

法務省人権擁護局が公表した「令和6年における「人権侵犯事件」の状況」によれば、新規救済手続が開始されたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,707件（処理件数1,910件）であり、その内訳は「プライバシー侵害」635件、「識別情報の摘示」475件、「名誉棄損」329件などとなっています。これらの件数は、インターネット上の人権侵害が高い水準であることが示されています。

平成14（2002）年5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」は、インターネット上で権利侵害が発生した際の削除要請や発信者情報の開示請求などの手続きを定め、被害者救済の制度的基盤となってきました。さらに、同法の改正により、令和7（2025）年4月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、大規

¹⁷ 膨大な情報が飛び交う現代社会において「必要な情報の収集」「信頼性の判断」「目的に応じて活用する能力」を指す。発信者の意図や背景を理解し、事実と意見を区別する力も含まれ、フェイクニュースやSNSでの炎上など、情報に起因する問題が増える中、情報リテラシーを高めることは自己防衛であり、社会的責任でもある。

¹⁸ テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるAI技術の総称。

模プラットフォーム事業者に対する削除申出への迅速な対応や裁判手続きの簡素化などが新たに定められています。

市民意識調査では、「インターネットによる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「他人を誹謗中傷する投稿があること」と回答した割合が75.6%と最も高く、次いで「根拠のない噂やデマの流布」63.0%、「他人の個人情報や無断で公開する投稿」50.9%、「SNSにおける無視や仲間はずれなどのいじめ」45.6%といずれの選択肢においても高い割合で、インターネットによる人権侵害の課題として認識されています。

インターネットやSNS上の情報は、発信者の意図にかかわらず急速に拡散するおそれがあり、一度公開された情報を完全に消去することは極めて困難となっています。さらに、インターネット上の人権侵害は、他の人権課題と密接かつ横断的に関連する問題でもあり、個別の人権課題を解決するうえでも重要な視点となっています。

こうした状況を踏まえ、自分が被害者となった場合にどのように行動すべきかを理解することに加え、加害者とならないための「責任ある情報発信」の視点を含めた教育・啓発の充実が求められています。

【施策の方向性】

インターネットやSNSの利用拡大に伴う人権侵害の防止に向けて、教育・啓発による人権意識の醸成と、相談窓口の情報の周知に取り組みます。誰もが安心して情報社会に参加できる環境づくりを推進します。

① 情報リテラシーと人権意識の醸成

他者の尊厳を守る意識を育むため、情報リテラシー教育と人権啓発を推進します。年齢や立場にかかわらず学びの機会を提供し、責任ある情報発信の意識を普及します。

② 相談窓口の周知と支援への接続

インターネット上で人権侵害を受けた際に適切な支援につながられるよう、インターネットでの書き込みなどに関する相談窓口の情報を周知します。関係機関との連携を図り、必要な支援につながりやすい環境の整備を進めます。

③ 世代に応じた教育・啓発の推進

子ども・若年層や高齢者など、世代ごとの課題に応じた教育・啓発を推進するとともに、家庭・学校・地域が連携し、相談しやすい環境づくりを促進します。

④ 多様な人権課題への横断的な理解と対応

インターネット上の人権侵害は、災害時の風評被害、性的マイノリティへのアウティング、外国人への差別的投稿など、他の人権課題と密接に関連しています。こうした課題への理解を深め、分野を横断した啓発を通じて、多様な立場の人々に配慮した情報環境の整備を図ります。

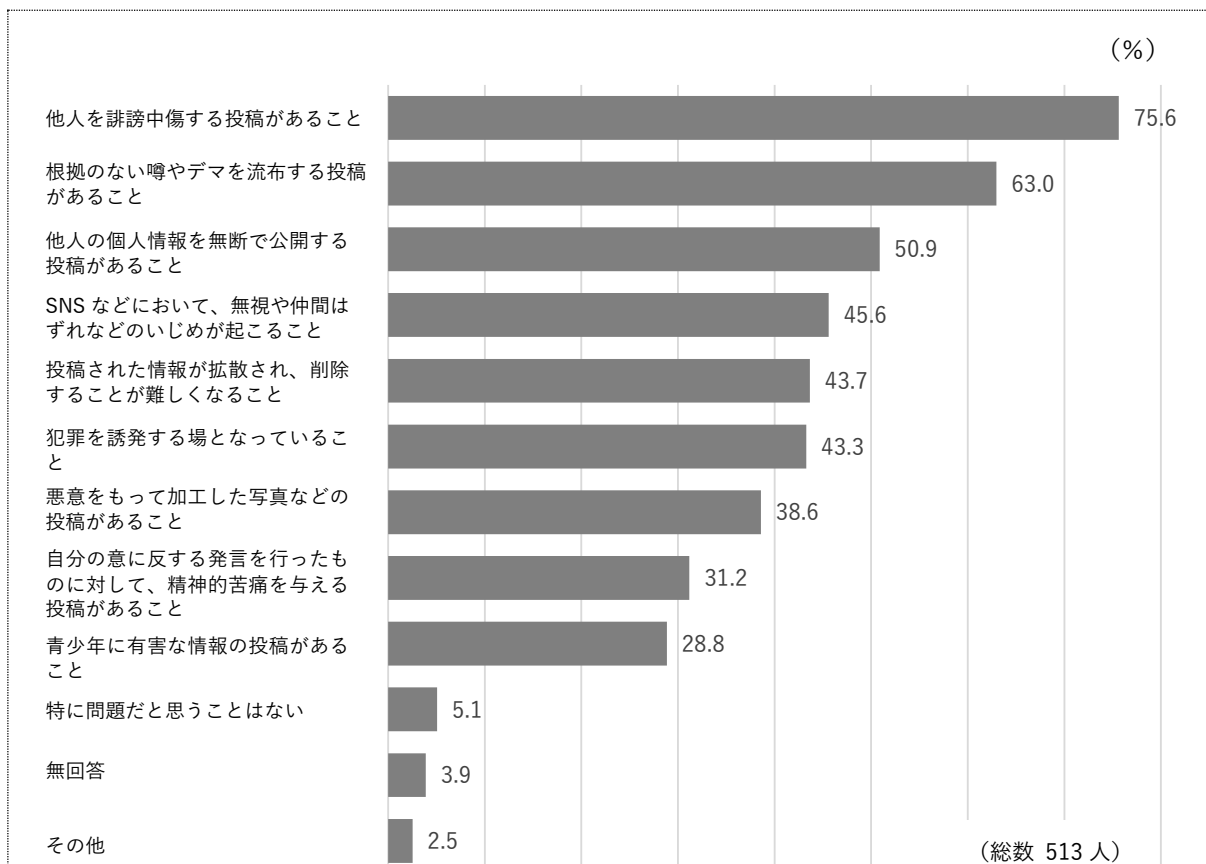
⑤ 実態把握と対応の強化

インターネット上の人権課題の実態を把握するため、モニタリング調査を継続的に実施し、調査により人権上の懸念が認められた場合は、関係機関と情報を共有し、適切な対応につなげます。

【市民意識調査の結果から】

■インターネットによる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(選択はいつでも)



■インターネットによる人権侵害の原因は「他人を誹謗中傷する投稿があること」が8割弱

インターネットによる人権侵害についてどのようなことが問題かと聞いたところ「他人を誹謗中傷する投稿があること」が75.6%（県調査66.4%）で最も高い。次いで「根拠のない噂やデマを流布する投稿があること」63.0%（県調査58.4%）、「他人の個人情報を無断で公開する投稿があること」50.9%（県調査62.5%）、「SNSなどにおいて、無視や仲間はずれなどのいじめが起ること」45.6%（県調査47.0%）の順となっている。

10 災害に伴う人権課題

【現状と課題】

近年、日本各地でこれまでの想定を超える自然災害が頻発しており、どこでも災害が発生しうる状況となっています。本市でも、平成25(2013)年、平成30(2018)年、令和2(2020)年、令和3(2021)年に豪雨災害が発生しており、地域の防災力と人権意識向上の両面への対応が求められています。

災害時には、女性や子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人など、社会的に脆弱な立場にある人々が特に多くの困難に直面する傾向があります。避難所におけるプライバシーの欠如、要配慮者への支援体制の不備、避難生活の長期化による心身の負担などが、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」(中央防災会議)においても課題として指摘されています。災害対応は、生命・身体の安全確保に加え、個々の尊厳が守られる環境整備が不可欠であり、多様なニーズに応じた支援の充実とともに、人権尊重の視点を制度的に取り込むことが求められています。

市民意識調査では、「災害を伴う人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「避難所でのプライバシーが守られないこと」と回答した割合が56.5%と最も高く、次いで「避難所での多様性(女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者など)への配慮が十分でないこと」が47.4%、「災害時に被害を受けやすい人々への配慮の不足」が38.0%と続き、災害に伴う人権の課題として認識されています。これらの結果から、災害対応における人権配慮の重要性が市民の間でも広く共有されつつあることを示しています。

本市では、「災害対策基本法」及び「江津市地域防災計画」に基づき、避難に際して支援が必要な人が迅速・確実かつ円滑に避難できるよう「避難行動要支援者名簿」を活用した避難体制整備に努めています。災害時には、強い不安やストレスにより人権意識が希薄になることがあり、特に避難所運営においては、人権侵害や支援の行き届かない事態が懸念されます。避難所の設営・運営にあたっては、誰もが安心して過ごせる空間づくりと、意思表示や相談がしやすい環境整備が重要です。

また、平時より「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」(内閣府:令和6年12月改定)や、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局:令和2年5

月)などを活用し、女性の参画を含めたより実践的な取組を推進することが重要です。加えて、災害時に生じやすい風評被害や差別の防止に向けて、人権教育・啓発活動の充実も求められています。地域住民の理解と協力を得ながら、実質的な避難訓練などを通して、災害対応における人権配慮の実効性を高めていくことは、他の取組とともに、防災・減災の質を高めるために不可欠な視点です。

【施策の方向性】

災害時においても、すべての人がひとりの人間として尊重され、生命と暮らしが守られ、安心して避難・生活できる地域づくりに向けて取り組みます。スフィア基準¹⁹など、人権の視点を災害対応に取り入れ、多様な立場に配慮した支援体制の整備を推進します。

① 人権尊重の災害対応体制の整備

災害時における人権意識の保持と尊厳の確保に努めます。支援が必要な人への迅速・確実な避難体制を強化し、誰もが安心して避難できる環境を整備します。

また、災害時の情報格差を防ぐため、多言語対応ややさしい日本語による情報提供など、誰もが情報を受け取れるよう、情報伝達手段の充実を図ります。

② 災害弱者への配慮と避難所環境の整備

避難所におけるプライバシーの確保や多様なコミュニケーション手段、意思を伝えやすい環境づくりを進めます。女性・子ども・高齢者・障がいのある人・性的マイノリティ・外国人などさまざまな背景を持つ人への配慮を行い、誰もが安心して過ごせる避難所環境の整備を図ります。

③ 平時からの備えと制度的支援の充実

地域防災計画の内容を踏まえ、人権尊重の視点が制度的に反映されるよう、今後の運用と見直しを通じて体制の充実を図ります。

¹⁹ 災害や紛争などの被災者に対する人道支援活動の最低基準を定めた国際的なガイドライン。人道憲章・権利保護の原則・人道支援の必須基準（CHS）及び技術支援（給水、衛生・食料安全保障と栄養、避難所および避難先の居住地、保健医療）からなり、避難所におけるトイレ数は男1：女3、居住空間は3.5㎡/人などの具体例もガイドされている。

④ 風評被害・差別の防止と教育・啓発の推進

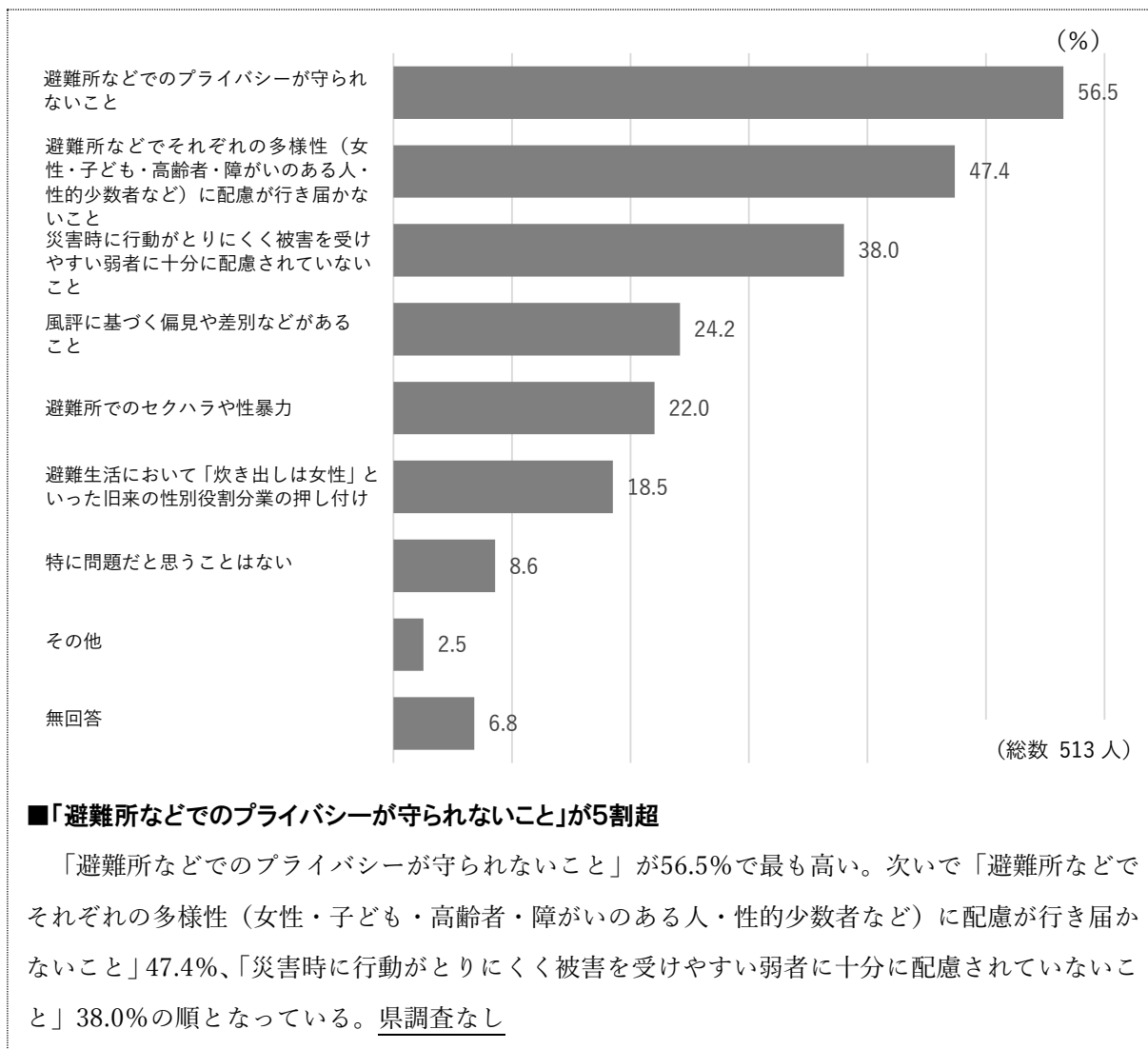
災害時に生じやすい偏見や差別の防止に向けて、地域の理解を深め、教育や啓発を充実し、互いを尊重し合える意識づくりを目指します。

⑤ 地域で支え合う防災・減災の推進

学校や地域における防災教育に人権の視点を取り入れ、避難訓練やワークショップなどを通じて、共に支え合う意識の醸成を図ります。あわせて、地域コミュニティによる見守りや支援の仕組みを整備し、誰もが安心して避難・生活できる共助の体制の構築を図ります。

【市民意識調査の結果から】

■災害に伴う人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



11 さまざまな人権課題

(1) 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害によって生じた身体的・精神的な傷に対する治療のための医療費負担や、休業・転職・失職による経済的困窮に直面することがあります。さらに、周囲からの好奇の目や、被害者に責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道によって、精神的苦痛を受け、私生活の平穏が脅かされるなどのさまざまな二次被害に苦しむ状況も見受けられます。

こうした状況を受けて、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者などを支援するための施策の基本となる事項が定められました。被害者の視点に立ちながら、関係機関や団体と密接に連携し、犯罪被害者などが置かれている現状への理解を深めるとともに、プライバシー保護や犯罪被害者などを守る取組への理解を促進する啓発活動が重要です。

(2) 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑に復帰するためには、社会全体の支援と市民一人一人の理解と協力が不可欠です。刑を終えた人やその家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、関係機関や団体と連携・協力しながら啓発活動に努めます。

(3) 自死をめぐる人権問題

自死は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に絡み合って生じる深刻な問題です。

本市では、令和6(2024)年に「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定しており、「誰も自死に追い込まれることのない江津市」を基本理念とした「自死対策総合計画」に基づき、各施策を展開しています。

残された遺族が受ける精神的な苦痛は計り知れません。自責の念に加え、周囲からの差別的な言動や偏見により悩みが深まり、孤立してしまうことがないように相談・支援体制の充実が求められています。

(4) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住してきた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、豊かな独自文化を持つ民族です。過去の同化政策などによって、伝統的な狩猟や漁労が制限・禁止、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、文

化が失われてきた歴史があります。令和元（2019）年に制定された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」では、差別禁止の基本理念が定められ、施策推進に関する国や地方公共団体の責務が規定されています。アイヌの人々への文化や歴史、伝統を理解し尊重することが大切です。

（5）生活困窮者・ホームレスなど

社会的孤立を背景に生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策が課題となっています。本市では令和5年度より社会福祉協議会と専門機関の共同事業体による生活支援相談センターごうつを設置し、連携を図りながら生活困窮者の自立支援を行っています。今後も生活困窮者に寄り添い、相談や自立に向けた支援を行うとともに、制度や相談窓口について広く周知していく必要があります。

（6）北朝鮮当局によって拉致された被害者など

平成18（2006）年に制定された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では拉致問題は喫緊の国民課題であり、北朝鮮当局による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされました。この問題への関心と認識を深めていくことが必要です。

（7）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人とは、昭和20（1945）年当時、中国東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人の中で、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどして終戦後も中国に留まらざるを得なかった人々を指します。その帰国までには長い年月を要し、多くの人々が言葉や生活習慣、就労などさまざまな面で困難を経験しました。日本に帰国した中国残留邦人およびその家族に対する差別と偏見を解消するための、正しい歴史認識と理解を深めるための啓発が重要です。

（8）その他の人権課題など

その他の人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題に関しては、あらゆる機会を通じて偏見や差別をなくすための啓発活動や施策の推進に努めます。

また、特定の個人に複数の属性が重なり合うことで、複合的または加重的な形態の差別を受ける「複合差別」の問題についても、さまざまな人について正しい理解を広める啓発を推進し、偏見をなくし、すべての人が尊重される社会を目指します。

第4章 施策の推進体制

本基本方針に基づく施策の推進にあたっては、庁内の関係部署と連携をしながら、それぞれ分野別で策定されている個別計画などと整合性を図りながら進めます。

また、多様性が尊重される共生社会の実現に向けては、行政だけでなく、地域や関係機関、市民がそれぞれの役割を担い、協働して取り組むことが重要です。こうした連携を支える仕組みとして、施策の推進体制を整備し、継続的な協力関係の構築を図ります。

(1) 全庁的な体制整備

庁内に設置されている「人権施策連絡調整会議」及びその構成員により、全庁的な各人権施策や社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するための調整を行います。また、職員研修の実施を通じて、職員一人一人の人権感覚の向上を図ります。

(2) 国や県など行政機関との連携

国、県及び周辺自治体との連携を深め、情報の共有と相互の協力体制のもと整合性の取れた施策の推進に努めます。

(3) 地域、学校、関係団体、市民との連携・協働

地域に人権文化を広げるため、地域、学校や関係団体などと連携し、協働して取り組みます。また、地域社会の構成員一人一人が人権施策の担い手として主体的に関われるよう、啓発活動を通じて理解と共感の促進に努めます。

(4) 進捗状況の把握と施策の見直し

具体的な施策の実施や進捗管理については、分野ごとに策定された個別計画で位置づけ推進します。これらの計画との整合性を図りながら、各分野における実効性のある取組を進めるとともに、必要に応じて本方針の見直しも検討します。

資料

- ・「人権問題に関する市民意識調査」の概要
- ・主な人権関係法
- ・江津市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱
- ・江津市人権施策推進基本方針検討委員会委員名簿

「人権問題に関する市民意識調査」の概要

【調査の概要】

1. 調査の目的

市民のさまざまな人権に関する意識の現状を調査・分析し、今後の人権施策のあり方、方向性を考える基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査の項目

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1. 風習・慣習に対する意識について | 8. 外国人の人権について |
| 2. 人権全般の認識について | 9. 患者及び感染者などの人権について |
| 3. 女性の人権について | 10. インターネットによる人権侵害について |
| 4. 子どもの人権について | 11. 性的指向、性自認など(LGBTなど)の人権について |
| 5. 高齢者の人権について | 12. 災害に伴う人権について |
| 6. 障がいのある人の人権について | 13. 研修の参加状況などについて |
| 7. 同和問題について | 14. 人権が尊重される社会に向けての取組みについて |

3. 調査設計

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| 1. 調査地域 市内全域 | 4. 標本抽出法 層化無作為抽出法 |
| 2. 調査対象 18歳以上の市内在住者 | 5. 調査方法 郵送法 |
| 3. 標本数 1,200人 | 6. 調査期間 令和7(2025)年 2月1日から2月28日まで |

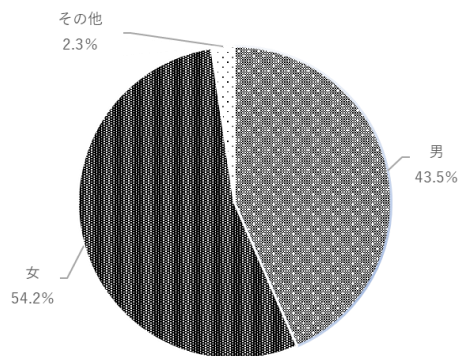
4. 回収結果

| 標本数 | 有効回収数(率) | 紙回答数(率) | ウェブ回答数(率) |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 1,200 | 513 (42.75%) | 407 (79.33%) | 106 (20.67%) |

5. 調査回答者の属性

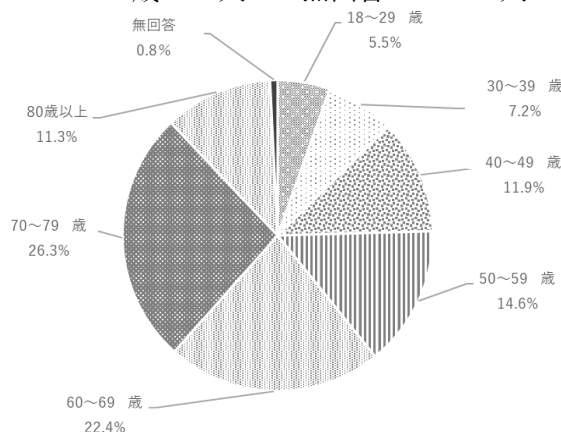
性別

- 男性 223人
 女性 279人
 その他(「答えない」「無回答」含む) 11人



年齢

- 18～29歳 28人
 30～39歳 37人
 40～49歳 61人
 50～59歳 75人
 60～69歳 115人
 70～79歳 135人
 80歳以上 58人
 無回答 4人



世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

い。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21（1946）年11月3日公布
昭和22（1947）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月6日公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(組織)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

江津市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江津市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）の改定について検討を行うため、江津市人権施策推進基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の改定に関すること。
- (2) その他基本方針の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係者及び関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、第3条に規定する委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、人権啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

江津市人権施策推進基本方針検討委員会委員名簿

| No. | 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 等 | 備考 |
|-----|-----------|--|--------|
| 1 | 大 原 康 敬 | 浜田人権擁護委員協議会 会長 | 会長 |
| 2 | 河 崎 敏 文 | 江津市連合自治会協議会 会長 | |
| 3 | 坂 根 弥 生 | 江津市民生児童委員協議会 主任児童委員代表 | |
| 4 | 佐々木 一 俊 | 全日本同和会島根県連合会 会長 | |
| 5 | 澤 田 麻 理 | 江津市社会福祉協議会 総務経理係長 | |
| 6 | 山 藤 美 之 | 日本語交流クラブGOTO☆ワンハート代表 | |
| 7 | 高 木 康 之 | 浜田教育事務所管内 学校・福祉連携推進教員 | 副会長 |
| 8 | 多 田 令 子 | 江津市人権・同和教育推進協議会 委員 | |
| 9 | 土 井 伸 一 | 江津市教育研究会 人権・同和教育部長 | |
| 10 | 服 部 由 美 | 江津市男女共同参画推進委員会 会長 | |
| 11 | 安 田 菜 緒 美 | 特定非営利活動法人ちやいるどりーむ 江津市子育てサポートセンター 所長 | |
| 12 | 安 原 八 千 子 | 江津市連合婦人会(谷住郷地域婦人会 会長) | |
| 13 | 脇 田 郁 夫 | 江津商工会議所 事務局長 | |
| | 樋 野 淳 巳 | 浜田教育事務所 人権教育推進員 | オブザーバー |

江津市人権施策推進基本方針
(第一次改定)

令和8(2026)年3月発行

発行 江津市人権啓発センター
江津市教育委員会人権同和教育課

〒695-0011 江津市江津町947番地2
TEL 0855-52-1018/FAX 0855-52-0662